

令和5年1回定例会会議録（第6号）

令和5年3月15日

○出席議員（22名）

1番	榎田貢君	2番	日名子敦子君
3番	美馬恭子君	4番	阿部真一君
6番	安部一郎君	7番	小野正明君
8番	森大輔君	9番	三重忠昭君
10番	森山義治君	11番	穴井宏二君
12番	加藤信康君	13番	荒金卓雄君
14番	松川章三君	16番	市原隆生君
17番	黒木愛一郎君	18番	平野文活君
19番	松川峰生君	20番	野口哲男君
21番	堀本博行君	22番	山本一成君
23番	泉武弘君	25番	首藤正君

○欠席議員（1名）

5番 手束貴裕君

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	松崎智一君	教育長	寺岡悌二君
総務部長	末田信也君	企画戦略部長	安部政信君
観光・産業部長	松川幸路君	公営事業部長	上田亨君
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕君	いきいき健幸部長	中島靖彦君
建設部長	松屋益治郎君	市長公室長 兼自治連携課長	山内弘美君
防災局長	白石修三君	消防長	浜崎仁孝君
教育部長	柏木正義君	上下水道局長	岩田弘君
上下水道局参事	山内佳久君	財政課長	矢野義知君
産業政策課長	竹元徹君	産業政策課参事	姫野淳子君
生活環境課参事	原田勲明君	高齢者福祉課長	入田純子君

障害福祉課長	大久保	智 君	市民福祉部次長	宇都宮	尚 代 君
子育て支援課長	中 西	郁 夫 君	健康推進課長	和 田	健 二 君
スポーツ推進課長	豊 田	正 順 君	都市計画課参事	渡 邊	克 己 君
公園緑地課長	橋 本	和 久 君	防災危機管理課長	中 村	幸 次 君
教育部次長	稲 尾	隆 君	教育政策課長	奥	茂 夫 君
教育政策課参事	浅 井	建 二 君	教育政策課参事	森 本	悦 子 君
学校教育課長	松 丸	真 治 君	学校教育課参事	太 田	悟 君
消防本部警防課長	後 藤	英 明 君			

○議会事務局出席者

局	長	花 田	伸 一	議事総務課長	中 村	賢一郎
補佐兼総務係長		岩 男	涼 子	係	長	甲 斐 俊 平
主	査	河 野	あ や	主	査	松 尾 麻 里
主	査	佐 藤	雅 俊	事 務 員		尾 割 春 晃

○議事日程表（第6号）

令和5年3月15日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分開会

○議長（市原隆生君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第6号により行います。

日程第1により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○6番（安部一郎君） 自民党議員団の安部一郎と申します。いつものとおり、目いっぱい今日質問を用意しております。

冒頭に、先に御挨拶させていただきます。私は自由共産党と呼ばれ、2期目を終えようとしています。その名前のおと、言いたいことを言い、別府を思う気持ちが強過ぎて、その結果、職員にとって大変ストレスがたまったものだと思っています。この場をお借りして陳謝申し上げます。改選後、ここに立つことができたならば、再びよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、市民の代表として質問してまいります。水道局の贈収賄事件について、経過及び対応と対策についてお伺ひします。贈収賄事件の再発防止について、上下水道局がどのように対応してきたのか、また、このようなことが起きないための取組についてお伺ひしたい。

○上下水道局長（岩田弘君） お答えいたします。

通告のありました事件後の経過及び対応・対策についての御説明をいたします。

令和2年11月、元水道局職員が収賄容疑で逮捕され、上下水道局では直ちに再発防止策に取り組みました。企業管理者を中心とし、上下水道局業務改善委員会で、事件がなぜ起きたのか、誰も防げなかったのか、どうすれば再発防止ができるのかを検証し、元職員による不祥事に伴う再発防止策及び改善策を策定しました。令和3年2月、観光建設水道委員会の所管事務調査での報告をいたしております。

次に、別府市が発注する水道工事の工法、使用する材料、機材等について、各種文献の最新の内容を精査をし、別府市独自の工事標準仕様書として、別府市水道工事標準仕様書を改定をし、これにより、特殊工事の多い機械、電気工事については、別府市の実情に合った別府市版標準仕様書を新たに策定をし、加筆及び改ざんができないようにいたしました。

専門技術職員については、1人に任せる体制にも問題があったので、機械専門職の課長参事を人事交流により配置し、チェック体制の強化を図り、そのようなことができない体制を築きました。

また、業者選定の過程の透明性確保を目的として、令和2年11月、別府市上下水道局会議録作成要綱を策定し、会議において記録を残すことといたしております。

さらに、令和3年3月末の退職者からは、営利企業へ再就職する際の届出義務を課す退職管理要綱を定め、退職管理の適正の確保に努め、現在に至っております。

令和5年度は上下水道局職員全員を対象に、外部講師による公務員倫理研修を実施する予定としており、高い倫理感を局内に醸成させることで、このような事件を二度と起こさないように、再発防止に引き続き努めてまいります。

○6番（安部一郎君） ありがとうございます。公務員の倫理規定の遵守、当然のことだと思います。このことに関しては、令和3年の3月の定例会で、森議員からの指摘で対応されたと思っております。

今回の事案は、チェック機関である議会の責任でもあります。私としましても、水道局の取引はおかしいものがあると常々指摘をしてきましただけに、事前に防げなかったことを後悔しています。今後二度とこのようなことが起きないように、その責任を議会として果たしたいと思ひます。

そのために必要なのは情報です。所管事務調査がある中、報告を常々、再三要求して、

2年5か月で3回しか説明がありません。行政の説明責任を果たしていただきたいと思います。

資料を御覧ください。

長岡市の不正があった際の、市議会だよりのものでございます。左上の囲みを御覧ください。議会としても、執行部に対して要望を出すべきと思っています。改正後はいの一番取り組みたいと思っていますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

特に、その囲みの中の議決事件でない契約の締結についての議会の報告。これに関して言えば、過去別府市において、100万円以上の入札の公表は存在していましたが、今現在ありません。それを改めて構築していただいて、議会に報告していただきたいと思ひますし、6番、7番、これも今後は必要になろうかと思ひます。

それでは質問に入ります。令和3年3月議会、森議員が質問された同じ質問をさせていただきます。

先般の所管事務調査において、退職金の返納について、当事者の生活状況を考慮して、退職金の一部または全額を返納すると書いていますが、その後どのようにになりましたでしょうか。

○上下水道局長（岩田弘君） お答えいたします。

申し訳ありませんけれども、ただいまの案件につきましては、質問については通告も協議も何もないので唐突な質問であり、準備ができていないので、満足な答えはできないと思ひます。問いがあれば質問通告をしてください。真摯に答えます。別に逃げも隠れもいたしませんので、よろしくお願ひします。

○6番（安部一郎君） 山内参事、お答え願えますか。私は再三にわたって、その通告を事前協議の場でしてまいりました。今の局長答弁はどのようにになりますでしょうか。

○上下水道局長（岩田弘君） 私からお答えいたします。

この事件があったのは、私が上下水道企業管理者の時代に起きた事件でありますので、私が答弁をするということをお山内上下水道局参事から安部議員さんに伝えていると思ひます。それだけです。

○6番（安部一郎君） お伺ひしますけれども、それでは、質問通告者に対して、一個一個質問を事前に通告しなくてはいけないということですか。課を、上下水道局を代表されてうちに聞き取りに来たと私は思っていますけれども、それは今までのルールと随分と逸脱したものだと思ひますがいかがですか。

○上下水道局長（岩田弘君） 質問についての通告は、皆さん、議員さん皆さん、聞きたいことについて、通告されたことについて、執行部も答えています。通告がないことについては準備もできていませんので、満足な答弁ができません。

○6番（安部一郎君） もう一回聞きますよ。僕は通告したと思っています。山内さん、それはどういう見解なのですか。

○上下水道局参事（山内佳久君） お答えいたします。

通告と申しますか、聞き取りの中では、そういったことを聞くということは承知いたしております。ただ、お答えできる内容とできない内容がございますので、この件に関しましてはお答えできないと、局長の答弁のとおりでございます。

ただし、今現在事務処理を、関係例規に基づき慎重に対応しているところでございます。

○6番（安部一郎君） あのですね、これ、2年前の議会でも同じ質問が出ているのですよ。そのときは、それを真摯に受け止めて、どう書いていましたかね、真摯に受け止めて、迅速かつ適切に事務手続を進めてまいりますという答弁をしているのですよ。だからその後それがどうなったかという、ただ単純な質問なのですが。

○上下水道局長（岩田弘君） 再三申し上げますけれども、通告とか、そういったことを言

われれば同じような答弁をしているし、今現在の状況についても、所管事務調査で進捗があった時点の状況は説明しているつもりなので、答えるつもりです。

- 6番（安部一郎君）では、通告書を読み上げますけれども、経過及び対応と対策について。経過及び対応と対策のうちに入るのではないですか。
- 上下水道局長（岩田弘君）ただいまの通告、議員さんの通告のとおり、経過及び対策と対応は先ほど私が答弁したとおりです。
- 6番（安部一郎君）以前議会でも言われたとおり、請求をするというのが一つの対応だったのではないですか。
- 上下水道局長（岩田弘君）ですから再三申し上げるように、そういった質問があれば通告をしていただきたいと思います。そうすれば、満足な答弁ができるように私も準備してきます。
- 23番（泉武弘君）今、質問通告制度というのがこの法令の中、地方自治法の中で、またいろいろ細則の中でありますが、一言一句に至るまで聞くことを通告しなければならないという制度にはなっていないのですよ。今、安部議員が言っている通告の中で、事前協議でこの問題についても聞きますよというのであれば、それも通告に入るという範疇なのです。もうちょっと整理してくれませんか、今の。

ただ、上下水道局長が、あなたがそれを質問するのであれば通告してください、いうのはこれは議会に対する越権行為だと思いますよ。通告制度そのものについて上下水道局長が通告するのであれば、一問一答たりとも通告してください、それだったら答弁しますというの、私は行き過ぎた答弁だと思いますので、1回整理してください。

- 20番（野口哲男君）休憩してください。

- 議長（市原隆生君）休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時29分 再開

- 議長（市原隆生君）再開いたします。

- 上下水道局長（岩田弘君）先ほどの安部議員さんの御質問の、退職金返納について答弁をいたします。

当該職員に関わる退職金返納手続については、関係法令に基づき、必要な手続を履行しているところでございます。

- 6番（安部一郎君）個人情報もありますからこれ以上の話は聞きませんが、もう一回復唱いたしますけれども、私は対応と対策について質問しているものであります。退職金返納も対応と対策の一つだと思っています。そして以前議会において、これに対して、できる限り早急に手続したいと考えておりますが、市内部協議を行い、慎重かつ適切に事務手続を進めてまいります、別府市退職手当審査会へ判断を仰ぎたいと、そういう答弁が過去においてあるので、もうこれ2年半をたとうとしています。退職金を請求するべきと思っています。請求したのかどうかというのは言えないということであれば、また結果を待ちたいと思いますが、ぜひ、前回答弁されたとおり、迅速かつ適切に事務手続を進めていただきたいと思います。

そしてその中で、退職金の返納の期間の設定がないので、ルール化したらどうかという質問がありましたが、これももう時間の関係上、またの機会にしたいと思います。

大分県内で、退職金返納の事例が中津市に1件あるようでございます。対策と対応を考える中で、そこに問いただせば、ちゃんとした答えがあるかもしれませんので、ぜひとも検討していただきたいと思います。

今回は贈収賄事件として処理されました。公取に、私電話で確認したところ、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する

法律第8条において、職員が談合を指示したり、予定価格などの秘密を漏らしたりすれば、改善措置を求める権限を今公正取引機関に与えているそうです。そして、もしその事案が発覚したならば、刑事事件となり、処罰が下ったならば、首長は談合に関わった職員に対して速やかに損害賠償を求めなければならない、としています。今回の当事者がほかに関わったものがなかったのか、問題がなかったのか、精査のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

本事業とは別の入札において、もう一度釘を打っておきたいことがございます。資料配付したかったのですが、その資料は今日あえて差し控えさせていただきますが、平成27年に行われた管理運営に関わる業務委託において、公募で応募した会社が5社でありました。当時、入札金額は3億3,700万円です。何とその管理運営に関わる業務委託において、5年後の入札では、応募者は1社しかありませんでした。この1社応札に疑義を持ち、随意契約書を見ると実に〇〇〇〇でありました。このことは現局長が認めたこととございます。価格もしかるべき理由があったとして、4億1,500万円となっております。8,300万円も上がった、そのしかるべき理由を書くべきだと思います。この議会で、1社応札は正当な入札ですと言った方がいますが、確かに正当な入札ですが、昨今のニュースは御覧になったと思います。オリンピックの不正入札のほとんどは1社応札であり、不適切な随意契約にあったとしています。認識を改めるべきだと思います。

また、今議会でも空調設備の入札において、予定価格の事前の公表は入札価格は高止まりにならないのか、また、この入札方式は問題ないのかという委員の質問に対して、ある職員は総務省が談合防止になると言っている、と答弁しています。それは全くの逆です。総務省は、予定価格の事前公表は談合の温床になるから気をつけろとしています。また、高止まりになるとしています。事実、96%か98%で入札されております。

このような問題があったにもかかわらず、入札に関して、間違いの認識を持っている職員がいまだにいることです。大変よろしくないと思います。上下水道局に限らず全ての職員が入札に向き合い、勉強していただきたいと思います。

本題に戻りますが、先ほどの運転管理委託業務の件です。その審査会の議事録が残っていないと聞きました。4億円もの入札の会議録がない。よくもよくも決裁したなど思っています。実に異常なことだと思います。その契約の随契理由を誰が書いたのか分かりませんが、問題は審査員、決裁した上司の責任はなかったのでしょうか。

今回の事実は、職員倫理の問題だけではありません。組織としてのていをなしていないと思います。元職員との聞き取りは終わったと聞いています。新たに分かったことを参考にして、全ての契約を見直し、二度と不正を起こさない仕組みを作り上げ、新たな対応と対策を議会に示していただきたいと思います。

配付した資料の右に、長岡市議会が書いた文書がありますので、ぜひ一読していただきたいと思います。時間の関係で割愛いたします。

それでは、気を取り直して、別府市の契約ゆめタウンの協定について質問してまいりたいと思います。

商業施設について、私の住む通り会は、今年ほぼ解散することになりました。数多くの事務所が倒産、閉鎖しました。今朝入った情報ですが、唯一残っていた野菜屋さんが、今月で店を閉店するそうです。残った事業所で街灯の維持管理ができなくなりました。先週開催された商店連合会においても、各通り会が負担する負担金が半額となりました。商店街は非常に危機的状況です。

ゆめタウンオープン時、平成19年の小売の事業所が、平成26年度商業統計調査では、地域が活性化すると言ってきたゆめタウンがもたらした効果として、店舗数1,380店舗あったものが、899店舗になりました。実に489店舗が減りました。35%の減です。雇用

が増えるとしたその従業員の数は、5,500人あったものが3,629人、34%の減です。販売売り額も、当然194億円落ちました。全て驚異的な減り方であり、大分県全体から見ても、上回る悪い数字でございます。当時の報告書を見ると、160億円の経済効果があり、地域が活性化するというのは全くの嘘でありました。市長が指摘したとおりとなりました。市長が平成21年第2回の定例会で、市議会議員としての発言を読み上げます。

大分市よりも、市民1人当たりの売場面積は別府市民のほうが広いのです。ということはどういうことかということ、事態は大分市よりももっと深刻だということなのですよね。もっと言えば、大型商業施設の飽和状態というのが、この別府市の状況であります。私も最新の調査をしておりますけれども、以前イズミの進出のときに調べた状況の中では、全国のワースト20位ぐらいに入っていました。それから中山別荘の跡でありますとか、トライアルもできましたし、いろいろ大型商業施設と呼ばれるものが、別府市の中であれから4店舗、5店舗増えております。おそらく最新の調査をした場合には、ワースト10位に入るような状況、大型商業施設の飽和状態というような状況があるのではないかなというふうに思っています。

数字、全ての数字が減る中で、増え続けているものがあります。それが売場面積です。なお、平成18年の第1回定例会でも、長野市長はこう述べています。大型商業施設が地域コミュニティーを破壊するというのは、私が調べた中では、ここ最近の全国の常識だというふうに私は思っております。市長の言うように、完全にコミュニティーの崩壊が始まっています。

そこで質問します。立地の際に株式会社イズミと締結した協定書はどのような効力を持っているのか。協定にある地域振興に協力などの不履行について、賠償の対象になるのかをお伺いしたいです。

○観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

立地に関します協定書には、12の条項をもって協定をしております。損害賠償を明記した規定はございません。

また、協定書の第12条には、疑義のあるときはその都度協議の上決定するものとするとありますので、今後につきましては、諸般の事情を総合的に考慮し、例えば地域のことであるとか、地産地消のことなども含めまして、前向きで未来志向の協議ができるよう適切に対応していきたいと考えております。

○6番（安部一郎君） つまり、駄目という判断をしたということですね。大型商業施設と一緒に長野市長と反対した者として、裁判をしてまでも戦っていただきたかったと思っています。20年後の再契約を考えて相手はふるさと納税を使って寄附したのではないかと私は思っています。実に残念であります。損害賠償を明記した規定は確かにありません。

今後は、契約の在り方として、プロポーザルにある提案書の不履行に対して罰則規定を明記していただきたいと思いますが、いかが考えますか。

○総務部長（末田信也君） お答えをいたします。

プロポーザルにおける事業者の提案につきましては、事業の大枠について示したものでありまして、選定候補者が決まった後に、事業の詳細について、協定等を作成をしていきます。事業の根幹をなすようなもの、事業者提案で大きく評価されたもの等につきましては、協定書の中に落とし込むことで法的義務が課され、履行されなかった分には、賠償責任等が発生するものと考えております。

協定書の中身につきましては、その時々的情勢などを踏まえまして検討してまいります。今後につきましても、契約については慎重な判断をしていきたいと考えております。

○6番（安部一郎君） 今回の映画館、歩道橋、美術館、足湯、これは大枠、もう提案理由そのものだと思います。詳細のものではないと判断いたしますので、次の契約、これから

あろうという契約、プロポーザルの在り方をもう一度見直していただきたいと思います。

それでは、企業版ふるさと納税による株式会社イズミからの2.5億円の寄附、新図書館に活用するとしていますけれども、中心市街地の活性化や商店街の活性化に有効利用できませんでしょうか。

○産業政策課長（竹元徹君） お答えいたします。

今回の株式会社イズミからの企業版ふるさと納税の用途につきましては、別府市が募集しております新図書館プロジェクトに対する株式会社イズミからの寄附の申出に基づくものでございまして、今回の企業版ふるさと納税と中心市街地の活性化や商業活性化につきましては、寄附を頂いたから中心市街地や商業の活性化を実施するというのではなく、別々の話として捉えておりまして、中心市街地や商業活性化はこれまでと同様に、中心市街地等の事業者皆様の意志ある主体的な取組や中長期的な計画に対しまして、別枠で協議対応していくべきものであり、市としても一緒になって取り組んでいく考えでございまして、

○6番（安部一郎君） 映画館、歩道橋、足湯、美術館等、中心市街地活性化のために作る予定であったと、当時の記憶があります。前市長も現市長も、ゆめタウンの収入は、中心市街地活性化や商店街活性化に使うと言っていたと思います。なぜ図書館なのでしょう。昨日、内閣府に問合せしたところ、相手の理解が得られれば、了解を取り、他に流用ができるという話も聞いております。ぜひ話し合っていたきたいと思ひますし、映画館、歩道橋、足湯、美術館等を作れば、2億5,000万円では当然収まりません。今後議会で手打ちという表現がありましたけれども、3年後の更新契約では、この4案件はなかったことにして契約するというのでしょうか。そこを御説明願ひたいと思ひます。

○観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

先ほどの議員の商業統計調査のことも、数々データを御披露していただきましたけれども、当時と時代が大きく変わっております、状況も変わっております。今後、株式会社イズミ側とは前向きで未来志向の協議ができるよう、適切に対応していきたいと考えております。

○6番（安部一郎君） 未来志向は全然僕も反対いたしませんし、やるべきだと思ひています。ただ、契約の話、これ契約が中心にいろんなテーマでやっているのですけれども、いつもその辺が曖昧なので、しないならしない、の上での判断なのか、まだ一部は願ひして行くのか、そこをお伺ひしたいのです。

○市長（長野恭紘君） 私からお答えしたいと思ひます。

非常に、安部議員と一緒にあのとき一緒に戦った、示したデータも全て安部議員が示してくれたデータでありますので、本当に懐かしい思ひもしますし、10年というのは非常に長いなというような思ひもいたします。

今回、イズミさんから、企業版ふるさと納税2億5,000万円頂くということになりました。結果として、これをもって未来を向いた、次の時代に向かつての話をしていくということに基本的にはなると思ひますので、私心配しているのは、作っても維持ができないと、いわゆる持続ができないものを、無理にやれやれと言うということが果たして未来志向なのかと、じくじたる思ひはあります、私自身も思ひはあります。しかしながら、市長として行政は継続ということでありまして、悔しい思ひはありますが、そこは今の市長である私が判断をして、未来を向いて歩いていくと、基本的にはこういう感覚でありますし、議員、あと一つだけちょっと言わせていただきたいのは、先ほど随意契約が〇〇〇〇だというようなことを言われたのですけれども、それを認めたようなことは私たちは一切ありませんし、〇〇〇〇だとは思ひっておりませんので、その点だけ、ちょっと言葉、やっぱり信頼関係がやっぱり大事だなというふうに思ひていますので、そういうことになるとまたちょっと議場がありますし、そういう私の、市長のいるこの時代におい

て、水道局で事件が起きたというのは非常に申し訳ない思いがいたしておりますし、だからといって、そういうふうに全てが御指摘をされるというのも、現場で頑張っている職員もおります。以降、しっかりとそういったことは留意をしながらやらせていただいておりますので、それは御理解を頂きたいというふうに思います。

○6番（安部一郎君） 今、市長の発言の中で、随意契約が〇〇〇〇でなかったという話がありましたけれども、実は今日、資料を提出予定してたけれども、これを出してくれるなということで出さなかったのです。当時のここに随契理由が書いてあります。多分市長が読んだら、これはおかしいなっていうのが分かります。局長も、これはおかしいと認めているのですよ。前回の議会の議事録に残っています。答弁しますか。過去の議事録も精査してくださいね。それか、これ配りましょうか。

○議長（市原隆生君） それは許可できません。

答弁がありますか。

○上下水道局長（岩田弘君） お答えいたします。

今、議員さん言われたのは、朝見浄水場の運転管理の業務委託の随意契約のことでよろしいでしょうか。

○6番（安部一郎君） そうです。

○上下水道局長（岩田弘君） 朝見浄水場の運転管理の業務委託については、公募型のプロポーザル方式で募集をしまして、1社ほどあって、そこに決定したというのが現状でございます。

○議長（市原隆生君） 安部一郎君、質問通告に沿って質問を進めてください。

○6番（安部一郎君） 今、市長の答弁の中で間違った認識がありましたので、それを今正したところでございます。もしよければ、これを市長にお渡ししたいと思いますが、どうしますか。

○議長（市原隆生君） それは後で、後刻お願いします。

○6番（安部一郎君） いいですか、では後刻。

○市長（長野恭紘君） 私もその件に関しては、事件が起きましたので、それについてはよく勉強をしております。〇〇〇〇というのが何をもって〇〇〇〇というのがよく分かりませんが、〇〇〇〇であれば通るわけありません。〇〇〇〇な契約であれば、皆さんがお認めするわけありませんので、事件が起きたことに関しては、これは真摯に反省をすべきと、再発防止策も講じているということでございます。

〇〇〇〇な随意契約ということはどういう、ちょっと私も議事録もう1回確認をさせていただきたいと思っておりますし、ただ〇〇〇〇な契約をしたということは絶対にありません。

○6番（安部一郎君） 申し訳ないですけどもね、〇〇〇〇な契約したからこそ逮捕者が出たと思っておりますし、随意契約においても、過去訂正したものもあります。例えば、1,000万人お客さんが集まるから、アニメのことだったかな、随契理由としたとか、過去においてたくさんありますよ。それで、幾らが幾ら100%オーケーってことではありませんし、ぜひ過去の議会の上下水道局長とのやり取りを見ていただいて、後でこの資料をお渡ししますので見てください。それでまた改めて、来期お互い取って、その場でやり取りしたいと思っております。

次に参りますね。別府市の創業支援や、国や県に比べ手薄と感じています。企業版ふるさと納税の寄附金の半分でもいいので、創業支援に使うことができれば、空き店舗対策として中心市街地の活性化、商業振興につながると思っておりますが、そういう使い方はできないでしょうか。

○産業政策課長（竹元徹君） お答えいたします。

先ほどの答弁と同じ内容になりますが、今回の株式会社イズミからの企業版ふるさと納

税と創業支援事業に対する財源とは別枠で協議対応していくものと考えております。国や県が行います創業支援と、市が行っております創業支援につきましては、それぞれ役割がありまして、地域の現状や特性などを踏まえた中で、地元の創業支援機関と連携し、寄り添った支援ができることなど、国や県と異なる役割が市にはあると考えております。

そのような中で、別府市ではB－b i z L I N Kと連携をし、別府で起業や新たな事業に挑戦したい思いを持った方々と、金融機関や地元企業などのサポーター企業をつなぐ起業家応援イベント、ONE BEPPU DREAM AWARDを毎年開催しております。今年度は3月3日に開催をいたしました。結果、ファイナリスト10名に対しまして、サポーター企業など88社から191件のビジネスマッチングが成立し、企業意識の機運醸成と、事業プランの具現化が着実に広がっていると考えております。

また、起業創業支援セミナーやAPU企業部とも連携しました学生向けの起業家育成支援事業などに加えて、会社設立に必要な登録免許税の半額補助制度など、経済的措置など様々な形で起業創業支援に取り組み、令和4年度予算でも約4,600万円を計上しております。令和5年度からは、創業時に必要な初期費用の一部を、1件当たり最大20万円補助する創業支援補助金も計画をしているところでございます。

○6番（安部一郎君） もう、よくやっている感満載でございますけれども、認識は私は少々違います。

私のところに、商売人の相談に乗ってくれという人がたくさん来ます。創業支援や補助金や助成金に関してです。現状、今窓口で、今順次説明がありました、国や県との役割があると。そして別府市の役割があると。しかし、その役割を担当課の職員が全く、全くと言ったらまた市長に怒られますので、あまり認識できていなくて、説明ができていなくて、私が助けるという場面もたくさんあります。具体的に言うと、国や県の補助事業が分からず、僕がデータを職員に送って、それで案内してあげなさいということも、実際起きています。

私はね、何が言いたいかといいますと、コロナ禍で苦しい中で、市の職員が、現場に1回下りてきてくるのは、川上副市長が1回下りてきて、コロナ対策を協議して、大変な成果が出たことに喜びを持っています。担当職員が、我がことのように感じてほしいというのが一つあるのです。そのためにはどうするかっていうのはもう至って簡単で、下りてきてもらって、一緒に飯食ったり酒飲んだり、いろんな情報交換しながら。今の事業者の現状を分かってほしいのです。

先ほど先週、商店連合会の会合がありました。議員は何しよんのかおまえとか、それはもうもう、もう本当ね、今日もそうですけれども、閉店する店はもうほぼほぼアウトなのですけれども、もう本当大変ですね。税金払うことが、もう今手いっぱい状況なのです。ぜひ、空き店舗対策はしてほしい。これなぜかという、ある通り会の会長さんから言われたのですけれども、商店街に生鮮製品の店がもうないのです。もううちの通り会もなくなりました。ということは、毎日出かけて買うという習慣が商店街になくなりつつあるのです。昔は生鮮製品というのは、300メートル四方に必ずあって、時代とともに700メートル、1キロ、さっき言った大型商業施設問題で、もうほとんど地域のちっちゃなスーパーや商店がなくなった。そんな現状の中で、みんな今一生懸命生きていますので、ぜひとも声を聞くということに対応していただきたいと思いますが、部長、どのようにお考えですか。

○観光・産業部長（松川幸路君） お答えをさせていただきます。

先ほどの課長答弁と若干重なりますけれども、中心市街地等の事業者の皆様ご意思ある主体的な取組や中長期的な計画に対しまして、市としても一緒になって取り組んでいく考えであります。事業者の皆様が主体的に取組を進めようとする際におきましては、市とし

でも一緒になって協議していきたいと考えております。

○6番（安部一郎君） どうぞ本当、商売人に寄り添っていただきたいと思います。

例えば、高山市、私はよく勉強するのですがけれども、間違っていたらごめんなさいね、基金の取崩しがたしか令和2年度決算で1億円だったと思います、別府が。いろんな対応、対策できたと思っています。しかしながら、高山市は約40億円の基金取り崩して対応と対策に当たっています。それで助かった商売人もたくさんいるし、未来を見据えていろんな展開ができるようになったとも聞いておりますので、県市もありましようけれども、別府市は商売人のまちでございますので、さらなる補助、助成、いろんなアイデアを提供していただきたいと思って次の質問に参ります。

ある程度話をへし折りながら、次の質問に行きます。

そうですね、過去市長が言ったことですがけれども、理論に裏打ちされた客観的なデータ、行政は必要であると。そしてまた、客観的にデータを持って政策を作らなければならないと言っております。おっしゃるとおりでございます。新年度予算で、商業調査を実施する計画であるようです。調査はどのような形で行っていくのか、教えていただきたいと思っております。

○産業政策課長（竹元徹君） お答えいたします。

今回計画をしております流通買い物行動調査につきましては、別府市民や域外からの買い物実態に関しますアンケート調査を実施し、市民にとって必要な小売品目や業態、また、域外から稼ぐことのできる小売品目、業態などの把握・分析などが行えればと考えております。

また、小売業のほか、別府市の特性を反映させました飲食店や宿泊施設、大型商業施設などを対象に商品の仕入れ実態調査を行いまして、別府市公設卸売市場の利用実態や市内におけます商品の流通実態を把握、分析することで、客観的なデータに基づきます域内循環による地域経済の成長を促す施策立案等に活用していければと考えております。

さらには、別府市における事業承継の現状や課題を把握し、計画的な事業承継による事業の安定継続、存続維持を支援するため、全事業者を対象に事業継続の後継者や準備の状況、また廃業する場合でありましても、経営資源の引継ぎに関する意思や課題、また事業承継の成功・失敗のポイントなどに関するアンケート調査などが予定され、実施できればと考えております。

○6番（安部一郎君） ありがとうございます。今、小売店のお話をしましたけれども、実は今オーバーストア状態になっているのが宿泊施設だと思っています。5,000室ある中で1,500室部屋が増えました。とんでもないオーバーストアです。おまけに、民泊であったり、様々な宿泊施設がこの数字の中に入っていないと思われまので、それも含めて商業調査の中で反映していただいて、政策につなげていただきたいと思っております。

それと、次の質問に参りますね。

政策とか、物事を決めるときには、様々な意見があってもしょうがありませんけれども、行政側は一つの一本の筋を通した中でやっていかないいけないと思うのですよ。何でこんなこと言うかといいますと、13日の首藤議員の質疑の中で、大型商業施設の出店によって、南部の疲弊があったのではないかとの問いに、因果関係を一概に言えないという答弁がありました。これはちょっとびっくりしました。執行部の中の、市長を含めた中で、中心市街地活性化やその辺の地域活性化はできなかったという表現があります。この都市計画の中心となる課長がそのような認識では、商店街はもう復活できないし、まちづくりをする上で必要な認識であると考えています。

最後に申し上げますが、ゆめタウンに問題があるのではなくて、大型商業施設が問題なのです。だからこそ、国は規制をかけました。その土地に合った規模の売場面積があると

思います。別府市の最大の問題は、公有地に格安で貸したことです。商売は民に任せ、民の中で自然発生的にできるものだと思っています。行政が商売に口を出し、失敗した例がたくさんあります。昔あった第三セクターが、その典型ではないでしょうか。大型商業施設によって地域が活性化した例は私は知りません。

資料を御覧ください。現地で勉強させてもらった長岡市の資料でございます。この長岡市は、中心市街地活性化に至った手段として、町の中心部の公共施設、いろいろあるのですけれども、市民使用の無料化を図りました。支援組織の創設ということで、市民協働のまちづくりの推進室を設け、まちづくり団体、要は人づくりをやりました。結果どうなっているといいますと、年間 100 万人と書いていますけれども、120 万人、150 万人の市民がまちに集まるようになりました。

そして、結果どうなったかといいますと、次のページ御覧ください。平成 19 年の数字はないのですけれども、平成 22 年 806 件しかなかった商店が、何と 7 年目、1,178 件、何と 372 件の商店が増えました。これどういうことかということ、商売人って、こすいもので人が集まるところには、お店ができるのです。私はこういうのを、別府市の各いろんなところに作って、していたらどうかという提案でございます。

そういうことを申し上げて、次の質問に参りたいと思います。

プロポーザルで売却して市営住宅について、実はこれはプロポーザルの件なのですけれども、この契約においては、10 個大きなものを作るとした中で、現在 2 個しかできていません。10 年間で作るということなので、2 年後どうなるかということはさておいて、この契約のすばらしいのは、ちゃんと罰則規定がありまして、もし提案書の不履行が起きた場合は、売買代金の 3 割を請求できるものとするとしております。簡単に言いますと、罰則規定がちゃんとあって、行政的にも担保をとれるという契約でございます。

片や、さっきの水道局の契約やゆめタウンの契約や、同じ行政の箱でありながら、それぞれ担当課によって契約の在り方が違うということに疑問を感じています。それについて総務部、見解ございますか。

○総務部長（末田信也君） お答えをいたします。

プロポーザルの件につきましては、先ほどゆめタウンのところでも少し答弁をさせていただきましたが、別府市プロポーザルの実施に関するガイドラインといったものを総務部のほうでは策定をしまして、適切かつ円滑な運用を図るためのガイドラインの運用も制定をしているところです。

プロポーザル自体は、先ほどお話ししたようにその定め方といいますか、事業の提案の中身によりまして、協定書の中にどのようにまた落とし込んでいくかといった、そういったいろいろな提案によって変わってくる部分があると思いますので、いずれにしましても、賠償責任等、履行しなかった場合の部分については契約書の中で、こういった形で盛り込むかを慎重に判断していきたいと思っております。

○上下水道局参事（山内佳久君） お答えいたします。

先ほどちょっとプロポーザルということでありましたので、私のからも一言申し上げます。

朝見浄水場、プロポーザルということだったので、ちょっとすみません、あと 1 分だけお願いします。たまたま先ほども、局長が答弁ありましたとおり、公募型プロポーザルで私もやっていますので、たまたま 2 回目のプロポーザルが 1 社しか応募がなかったということでございますので、契約上は〇〇〇〇ということではございません。それだけちょっとすみません。

○6 番（安部一郎君） 無駄な時間は使いたくないですよ。あのね、僕言っているのは随契理由のことです。見たでしょう、その随契理由は、〇〇〇〇ではないのですか。〇〇〇〇

でしょうが。話をすり替えるにもほどがありますよ。

公園行政について質問させていただきます。春木川公園について質問いたします。

この春木川公園、今トライアルができるとされていますが、中止ではなく工期遅れと聞いています。市民を怒らせていますので、遅れの原因を含めて、もう一度説明してください。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

以前の議会でも説明いたしましたが、春木川公園につきましては、西側エリアにつきまして材料高騰により建設コストが上昇し、どのように提案どおりの事業を安定運営するかということに関して検討を、事業者のほうで内部で行っている状況でありまして、それにより不測の日数を要しているということでございます。

○6番（安部一郎君） 実は、当初議会で説明したのは3月にでき上がりでした。それが8月が変わってしまいました。この8月がまたさらに変わります。2回延長ということではよろしいのですね。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

再度の工期の変更ということで、今協議をしているところでございまして、そこが固まりましたら工期が決定するというところでございます。

○6番（安部一郎君） 協議しているといいますがけれども、私が再三聞いたところ、説明を受けていないと言っていますけれども、いつ協議したのでしょうか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

協議している時期でございますが、大分県に提出されています大規模小売店舗立地法、そちらの取消しということがございましたので、その後、事業者のほうと状況がどうかということに関して、数度協議のほうを行っております。

○6番（安部一郎君） 私達でもそうですけれども、マスコミが報道して知ったわけですよ。それから協議ということなのですけれども、工程表というのがございましたでしょう、事前に出している。その工程表を資料請求したときに、出せないということで私はもらえなかったのですけれども、工程表を見ていけば、工期遅れが想定できたのではなかったのですか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

工程表に関しましては事業者のほうから提出がありまして、こちらで確認している状況でございますが、まず1回変更で提出が出たときに、大分県に提出されている大規模小売店舗立地法の工程と同じ工程でございましたので、その確認をいたしました。その後取下げが出ましたので、また今後協議をして新しい工程が出てくるということで、まだそれが提出されていない状況でございます。

○6番（安部一郎君） 工程表には基礎工事も入っていると思います。基礎工事があつた段階でスタートしたと思うので、普通はそれから行くと、あれ、まだしていないな、どうしたのだろうというのが不思議だと思います。どっちにしろ、再度ちゃんとした契約していただいて、地域住民も待っている方がいらっしゃるというふうに聞いていますので、やっていただきたいと思います。

それと、砂湯についてお伺いいたします。

上人ヶ浜公園にできる砂湯でございますが、事前に協議した中で、2万2,000人、5万人、多いときで5万人入ると聞いています。ここに宿泊施設ができようとしています。宿泊施設では20棟があり、約1万1,000人が泊まるとしてありますね。だけれども、この1万1,000人が本来2万人ではないかと思っています。何を心配しているかということ、砂湯に来た人が遊ばなくて、そこに泊まっている人だけが砂湯で使えるという状況には絶対ならないようにしてほしいです。詳細な説明がないから分かりませんが、提案書を見ると、入浴施設だけ広がって、砂湯自体は広がっていないように見えているのです。もし予定ど

おりお客さんが来るならば、砂湯の量が倍要ると思います。倍というか3倍要ると思います。それもぜひ、協議の中でちゃんと押さえておいてほしいと思います。

そして、砂湯について、今までの砂湯は、砂湯があつて、中に何もなくて、その砂湯に、遊びに来た人は外で泊まって、外で買い物して、外で遊んで、砂湯を使って帰る、こういう経済効果がありました。今回できる砂湯は、宿泊もある、お土産もある、場合によっては、癒し、エステがあるかもしれません。全部ここで完結してしまうと、もうけるのはこの事業者だけで、外の、市長が言う、別府市全体がもうける仕組みにならないのではないかと危惧していますので、それも含めて、業者とちゃんと協議してもらいたい。一番押さえたいのは、砂湯が中だけの客に収まらないこと、それはどのように考えていますか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

まず、砂湯の規模につきましてですが、公募の中で、砂湯の規模は現況の2倍以上ということで提案していただくようになっていますので、砂湯の規模に関しては今の倍以上になる予定です。

それと、砂湯の利用見込みの年間約12万5,000人の予定にしまして、宿泊コテージの宿泊予定者は、年間、先ほど議員さんおっしゃっていましたように1万1,000人となっておりますので、もうその差の部分が経済効果が生まれるのではないかというふうに考えております。

○6番（安部一郎君） ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

温泉課については、前回、ほかの議員から質問ありました。るる調査に入るということですので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは観光行政について割愛し、7番のホームページについて質問いたします。

ホームページ拝見させていただきました。いいものができたと評価していますが、ただし、地域の文化施設や地域の文化財産が全く展開されていません。

そして、実は先週乙原の滝に行ってきました。それは、乙原の地域の方から、今登れない状況になっていると。職員さんと一緒に行つて、確かに、何ていうのかな、風倒木があつたり、崖崩れがあつたりして、立派な観光資産がうまく使われていないです。

そして今日、資料配りました。別府の文化財という資料がございます。これ何個あるか多分知らないと思ひますけれども、56あります。この別府の56の文化財をぜひホームページで展開すると、面白い観光ルートができると思ひます。なぜそれを言うかといいますと、乙原の滝で調べるとじゃらんが出てくるのです。じゃらんが、別府の面白いスポットとして民間が載せているのです。行政は平成17年に村田さんから質問があつて、当時の行政が観光資源として使うと。簡単に言うと、地域を磨く、地域の宝を発見したわけです。それを観光資産とする、それでエンジョイマップにも一応載っています。担当課に聞いたところ、今観光資源として捉えていないということなので、非常に寂しいことだと思ひますので、松川部長、その辺は、そういう地域の文化を掘り起こして、ホームページに展開するというアイデアはいかがでしょうか。

○観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

乙原の滝の観光情報の発信につきましては、清流となつて流れており、水は乙原地区の生活用水として活用されているようでございます。また、関係者の意向も踏まえた対応が必要でありまして、また文化財の情報につきましても、市の公式ホームページのほうで別府市の指定文化財として掲載しておりますが、例えばリンクの作成や記事の掲載等も含めまして、民間団体で、これは議員から言われておりましたけれども、組織しております別府市公式観光情報ウェブサイト編集部において、協議していきたく思ひしております。

○6番（安部一郎君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、年間イベントについてはもう答えいただきましたので、スポーツ振興について最

後1つ質問して終わりたいと思います。よろしいでしょうか。

多目的グラウンドとハイパフォーマンスジム維持管理費を伺いたい。また、スポーツキャンプ誘致費用を教えてくださいたいと思います。

○スポーツ推進課長（豊田正順君） お答えいたします。

令和3年度でお答えいたしますと、実相寺多目的グラウンドの管理費が約2,870万円、利用料収入が約50万円であり、ハイパフォーマンスジム別府の管理費が約1,470万円、利用料収入が約740万円となっております。

また、国際スポーツ大会事前キャンプ等の誘致に要する経費は約3,890万円となっております。

○6番（安部一郎君） ありがとうございます。この質問した際に、中津江村に課長行ってもらっていろんな勉強させていただいたと思いますけれども、費用対効果のない投資は考えなければならないと思います。今、中津江村が悲惨な状態になっております。ぜひとも、スポーツ観光は推進するものでありますけれども、例えば宮崎みたいに2万人も3万人も来て、費用対効果が生むものと、1キャンプのところにお金入れる、その効果がどこにあるか、別府の宣伝効果としては一流のものがあるかと思っておりますけれども、その辺もちゃんと情報分析をして、予算をつけてやっていただきたいと思っております。

あとスポーツ振興については、サッカーの運動場が足りないということで、今回春木川公園にもできるということで、それも早くやっていただきたいと思っております。

それと、羽室台高校の跡地等なんかも、県と折衝すれば有効なところだと思います。

ラグビーに関しては、別府翔青高校の一部のグラウンドを使うようになったと聞いておりますので、同じような努力をしてほしいということです。

それと、合宿について、いろんな合宿に手当があります。でもその規則が、今適用できない。例えば相撲がありまして人数がある程度来ないと出ない、今回早稲田大学が合宿に参加するのですが、人数が足りないから補助金が頂けない、そんなことも起きていますので、スポーツは平等でございますから、ある一定の補助ができるような体制を作っていただきたいと思っています。

これで、今日の私の質疑を終わります。最後の最後で紛糾して僕らしいっていったら僕らしいでございますが、資料をやり取りする中で、ほとんどが、2日前に初めて答弁書もらったのが半分以上あります。それで答弁書、それにおいて、組立てもできなかった苦しさもありますので、拙い4年間でもございましたけれども、本当にありがとうございました。

（議長交代、副議長小野正明君、議長席に着く）

○11番（穴井宏二君） 11番、穴井宏二でございます。

では、通告のとおり質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、昨日夕方自宅へ戻りましたら、郵便ポストに茶封筒が入っておりました。こういう時期なので、選挙管理委員会からの封筒かなと思ひまして、表を見ますと、別府市立青山中学校って書いてありました。中にはこういうのが入っておりまして、PTA青山というのが入っておりました。これには在校生、また卒業生、後輩からのメッセージ、そしてまた最後は先生方からの、心のこもった言葉が散りばめられておりました。私も中学校卒業の頃を思い出しまして、清心な気持ちになったことを覚えております。また、新しい進路へ行かれる皆さんに心からエールをお送りしたいと思っております。

質問のほうに入らせていただきます。市の地域公共交通政策、市民の移動手段の確保についてお伺いをいたします。

別府市では昨年6月、別府市地域公共交通計画を策定しております。その中で、市街地

においても、市民のニーズに応じた公共交通サービスの供給度が低い地域、いわゆる交通不便地域が発生しておりまして、前回の議会でも地域の意見を聞きながら、交通不便地域の解消へ向けて取り組んでいかねばならない、喫緊の課題であると認識していると答弁がなされました。実際に地域の中でも、買い物をするお店や病院が遠く、また坂道も多い地域もございますし、高齢者の方が買い物袋を下げて坂道を上ったり下りたりしているところをよく見かけております。非常に高齢になって、大変になってきたというふうな声もお聞きします。

そこで改めてお伺いいたしますけれども、住民の移動手段の確保の重要性につきまして、どのように認識しているのか、答弁をお願いします。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

人口減少等により地域の公共交通の維持等が厳しい状況にある中、医療や福祉、買い物など、日常生活における移動手段の確保は地域社会の維持、活性化、あるいは市民の生きがい、市民の皆様の生きがい、健康維持にも影響してくる重要な課題だと認識しております。

昨年6月に策定しました別府市地域公共交通計画では、移動手段を持たない高齢者の方の、等の外出促進や、既存公共交通での対応が難しい交通不便状況の解消に係る取組として、市民協働を基本とした多様な交通手段の検討や、高齢者の方等が日常生活で自由に移動できる環境の確保に取り組むこととしております。交通不便地域に対しましては、住民の需要、ニーズに応じた利用しやすい運行方式を検討することとしております。現在、対象となる地域の地区の自治委員さん、あるいは民生委員さんなどを中心に意見交換を実施し、より詳細なニーズを把握するため、1月には住民アンケートを行い、現在集計、分析をしているところでございます。

○11番（穴井宏二君） 今、部長おっしゃっていただいたように、住民へ向けたアンケートを実施しているというところでございます。私の住んでいる扇山地域におきましても、アンケートが来ました。アンケートの内容も的確な内容ではないかなと思っておりますが、そのアンケートの回答の状況、現在の状況はどのようになっているのか教えてください。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

交通計画で課題が明らかになった地域のうち、人口集積や地形等の面から優先される地域として、扇山地区の70歳以上の方1,468人を対象にアンケートを実施いたしました。設問は大きく分けて6つです。移動手段の状況や公共交通の利用状況、必要と思われる移動サービスや、そのサービスが導入された際の利用頻度、また自宅から乗り場までの徒歩に係る許容時間や利用料金など、実際の交通手段や交通ルートを検討するために必要なことを中心にお聞きをしております。

アンケートの回答の状況につきましては819件の御回答を頂いており、アンケートの回収率としましては約55%となっております。

○11番（穴井宏二君） 分かりました。思った以上に回答が来ているなど思っておりますし、これから慎重にお願いしたいと思います。

そういう中で、アンケート内容を実際に見させていただきました。率直な感想としましては、この取組よくされているなど思っているところでございます。評価したいと思えますし、大事なのは、このアンケートの後の取組が一番大変ではないかなと思っております。先般の議会でもお話しいたしましたがけれども、福岡県小郡市への視察をしたときでも、アンケートを取って、そのアンケートの中からバス路線を決めていく、そういうような様々なことが非常に大変だったと話しておりました。

市民協働を基本とした多様な交通手段の検討ということでは、非常に評価するところでございますけれども、高齢者の買い物、通院、また日常生活の移動手段を確保することが

大事になってくると思います。アンケートは半数以上の方が回答があったということでございますので、やっぱり関心が高いなと思っているところでございますが、現在は結果分析中ということでございますけれども、いずれにしてもアンケート結果に沿った事業を行うことが重要だと思っておりますが、それについてはいかがでしょうか。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

アンケート調査につきましては、先ほど申しましたとおり集計、分析が終わり次第、その結果をもって住民の方々と交通手段について、また再度協議をしていきたいというふうに考えております。

当該地域は道路が狭隘でバスが入り込めず、またジャンボタクシーサイズの車両も運行な運行が困難な町もございます。また、坂道が多い地形で、高齢者の方の徒歩には大きな負担がかかっているとの声もお聞きしております。検討に当たりましては、車両の種類や運行ルート、運賃、既存の公共交通との共存、市の財政負担など、課題は多くございますが、自治会バスの手段なども含めて、住民の方々にとって利便性のよい交通手段確保について、引き続き地域の住民の方々と協議をしてみたいというふうに考えております。

○11番（穴井宏二君） 先日、部長との聞き取りの中でも、まずはこの扇山モデルを作っていきたいというふうなことを聞きました。非常にいいモデルになるのではないかなと思いますので、ぜひとも大成功を祈りたいと思います。

小郡市への視察の中でも、非常に運営は大変なのだけでも、こういう協働してやる中で大変なのだけでも、何よりも住民の方に喜んでいただいているということをおっしゃったので、何としても続けていきたいという思いをおっしゃったので、ぜひとも参考にしながら取り組んでいっていただきたいことを述べます。

では続きまして、2番目の地域振興の商品券の現状と課題、また地域の電子通貨について質問したいと思います。

別府市におきましては、これまで数回、商品券発行事業を実施してきておりますけれども、まず昨年12月まで行ったべっふ湯けむりエール券の取組状況、またその成果や課題についてお聞きしたいと思います。

○産業政策課参事（姫野淳子君） お答えいたします。

べっふ湯けむりエール券は、プレミアム商品券事業の第4弾で、発行冊数20万冊、発行総額13億円の規模で、1冊5,000円で販売し、6,500円分の商品券として、プレミアム率30%、使用期間は10月から12月までの3か月間で実施いたしました。

販売実績といたしましては、購入人数は3万8,632人、販売冊数19万4,189冊、1人当たりの平均購入冊数は5.03冊となっております。また、高校3年生までのお子さんがある子育て世帯に、対象児童1人当たり1万円のべっふ湯けむりエール券を1万5,629冊分支給しておりますので、事業者の換金金額は両方合わせておよそ14億1,800万円であり、換金率は99.74%となりますので、経済波及効果は大いにあったものと思われま。

また、商品券をきっかけとして、それぞれのお店の魅力をお客様に伝えていただくことで、継続的な消費増加につながることも期待しているところでございます。

○11番（穴井宏二君） 来月の4月1日から6月30日まで使える、第5弾となる春が来た！べっふ花咲くエール券では、新たに別府市として初めてデジタル商品券を取り入れております。このデジタル商品券を取り入れた理由、また、市民にとっての、市にとってもそのメリット、これについてはどのように思っておられますか。

○産業政策課参事（姫野淳子君） お答えいたします。

これまで別府市のプレミアム付商品券は、紙商品券のみの取扱いでした。紙商品券は、おつりが出ないことで使い勝手が悪い部分がありましたが、今回導入するデジタル商品券は、1円単位での支払いが可能となりますので、利用されるお客様にとってもとても便利

になるかと思えます。購入する際も、クレジットカードやコンビニでの購入となりますので、スマートフォンで全てが行えるため、利用者が紙商品券を持ち歩く必要もなく、紛失の心配もなくなります。また、紙商品券の手渡しがなくなることで、接触感染も起こりにくくなり、感染症の予防対策にもつながります。登録していただいている事業者側にとりましても、紙の利用が少なくなることで、紙商品券の集計や商品券の裏面への店舗名の記載などの手間が省けることとなります。

また、デジタル商品券の場合は、データでの売上げが自動集計できますので、手動での集計と比較しますと、データの正確性も高まるものと考えられます。

- 11 番（穴井宏二君） そこで、このデジタル商品券、またデジタル通貨、日田市のひた p a y とか、尼崎市のあま咲きコインとかあるのでありますけれども、実際ちょっと日田のほうに行ってみて。このひた p a y というのがあれば、アプリをダウンロードしまして、スマホのほうにダウンロードしまして、コンビニ等で金額をチャージしたらもうすぐに二、三分で買い物ができる状態になります。私も、少しチャージしましてやりましたけれども、コンビニでチャージしたらすぐ買い物ができて、これはなかなか便利だなと思いました。帰り際に、それが使えるガソリンスタンドでガソリンを入れて帰ってきたのですが、このデジタル商品券はなかなか使い勝手が、慣れれば使い勝手がいいなと思っております。

また、デジタル地域通貨につきましては、長崎県の南島原市が、ふくおかフィナンシャルグループなどと連携しまして、電子地域通貨 M I N A コインというのを発行しております。これはチャージ額の 1 % がポイントとして付与されまして、買い物するときは 1 ポイント 1 円として買い物に利用できるようであります。銀行に口座があるときは、口座から直接チャージができる仕組みとなっております。加盟店の QR コードを使って、決済手数料無料でスーパー、小売店、薬局、飲食店など、現在はもう数百店舗に上る加盟店があるようでございまして、市民の評判の非常に上々ということでございました。

この南島原市の M I N A コイン、電子地域通貨の導入のきっかけになったのは、少子高齢化が進んで、年々人口が減っていきまして、またインターネット通販等の普及、大型店の進出、近隣への進出によって、市外で買い物をする人が増えまして、長崎県の家計調査を基にした市の試算では、市民の支出総額のうち 100 億円が市外へ流出してたと、そうでございます。それがきっかけとなりまして、市と地元銀行、商工会が連携して、この電子地域通貨 M I N A コインを始めたということでございますが、こういうふうな他の自治体の、デジタル地域通貨を取り入れているところもありますので、地域の中での消費の一つ、またそれを盛り上げる、地域の中で消費していく、そういうふうなことに大きな役割を果たしていると思っておりますが、今後の展開としましては、別府市としてそういうふうな方向は検討をされるのか、またされているのか、お答えを頂きたいと思っております。

- 観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

今回、デジタル商品券を取り入れたことで、多くの市民の皆様デジタルの仕組みを身近に感じていただき、将来的な展開といたしましては、地域ポイントやふるさと納税への活用なども視野に入れ、地域経済の活性化を図り、また行政の D X を推進することと併せて、別府市の魅力を上げることに期待をしております。

今後、城内循環の活性化につながることを目的として、デジタル地域通貨の導入に向けて、導入済みの地域の成功事例、またどのような仕組みやシステムを取り入れているかなどにつきまして調査研究してまいりたいと考えております。

- 11 番（穴井宏二君） ぜひ、検討をよろしく願いいたします。私が調べた中では、デジタル地域通貨を導入して失敗例がないようでございますので、非常に事例ではないかなと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

では続きまして、家族介護の支援につきまして若干お聞きしたいと思います。

別府市の第8期老人福祉計画、また介護保険事業計画に当たりまして、特に在宅介護実態調査を実施しておりますけれども、この調査の目的、また結果から見えてきた課題、これについて改めてどう捉えているのか、御答弁をお願いいたします。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

在宅介護実態調査は、第8期の計画策定に当たり、住民の状況や意見を把握し、別府市における高齢者福祉施策の一層の充実を図り、要介護認定を受けている方の適切な在宅生活の継続と、家族等介護者の就労継続の両立を支えるためにどのようなサービスが必要であるか、考えることを目的に実施いたしました。

令和元年度調査結果により、本市における主な介護者は、要介護者の子どもである割合が高いこと、また、70歳以上が44.2%を占めており、平成28年度調査での32.7%に比べますと、老老介護が進んでいると言えます。このことから、就労と介護の両立のための様々な情報提供や、介護保険サービス以外のサービスの充実等の必要性が見えてきました。

○11番（穴井宏二君） ではこの在宅介護者の負担軽減のために、市として取り組んでいる事業、またその実績があれば教えてください。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

在宅において常時介護している家族介護者の方へ、介護の労をねぎらうことを目的に、在宅高齢者介護者見舞金支給事業があります。高齢者1人につき年間3万円を支給しており、令和2年度の実績は68件で204万円、令和3年度の実績は56件で168万円です。

また、要介護度が重度の高齢者を在宅において介護している家族に対して、家族介護用品給付事業があります。高齢者が使用する介護用品を月額1万円を上限に給付しており、令和2年度の実績は月平均27.8人で315万5,857円、令和3年度の実績は月平均26.8人で298万6,750円です。

○11番（穴井宏二君） 在宅高齢者介護者見舞金支給事業、家族介護用品給付事業について、対象となる介護者要件等はどうかとなっておりますか。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

在宅高齢者介護者見舞金支給事業については、70歳以上で1年以上市内に住所を有し、要介護4または5の認定を受けており、在宅において常時家族からの介護を受けている高齢者の介護者が対象となります。

家族介護用品給付事業につきましては、65歳以上で市民税非課税世帯、要介護4または5の認定を受けており、在宅において介護を受けている高齢者の介護者が対象となります。

介護用品の対象品目につきましては、紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー等があり、毎月、介護者の方より給付を受けたい介護用品の発注票を提出していただき、現物給付を行っています。

○11番（穴井宏二君） 御答弁いただいた中で、紙おむつにつきまして、答弁いただいた中では、寝たきりというのが入っていないのですけれども、事業計画の中では寝たきりという言葉がありまして、それによってちょっとトラブルがあったこともございますので、そこら辺の整合性はしっかりとお願いしたいと思います。

では、この介護のおむつにつきまして、障害福祉課長にお伺いしたいと思います。

家族介護のための介護のおむつ支援、これは非常にいいことだと思います。障がい者の方の世帯についてはどのようになっているのか、また給付額について何か要望についてはこれはあるのか、お答えいただけますでしょうか。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

障害者総合支援法により、日常生活上の便宜を図るための用具として、日常生活用具給

付事業がございます。これに関して、紙おむつの現物給付事業を行っております。

各種障がい条件等が、給付に関してはございます。給付額に関しましては要望は承っておりません。

○11番（穴井宏二君） 他市の制度を見ますと、給付対象条件が別府市とは異なっているようでございますけれども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

日常生活用具給付事業に関しましては、障害者総合支援法に基づきます地域生活支援事業でありますので、実施主体は各市町村の情勢によって異なります。市町村間での給付条件の差異はございます。

○11番（穴井宏二君） このところでしっかり、別府市は障がい者の方も、子どもさんを持っていらっしゃる方も多いと思いますので、意見は入っていると思います。だからそこをしっかりと聞いて対応をお願いしたいと思いますし、紙おむつの値段につきましても高いなという、いう声もございます。ですから、他市の状況をホームページ等見ますと、オープンにというか、どのような業者を選ぶのか、そういうふうな細かいところもしっかりオープンにしているようでございますので、別府市のホームページは簡単に書いてありますので、もう少し詳細をお願いしたいと思います。では、この項につきましましては終わらせていただきます。

帯状疱疹につきまして質問をいたします。帯状疱疹の予防接種の、ワクチンにつきまして1問質問したいと思いますので、前回は質問いたしましたので質問いたします。

この帯状疱疹のワクチンにつきましては2つあることは、前回の議会でもやり取りをさせていただきました。まず、その中でもシングリックスワクチンは、生ワクチンに比べますと費用はかなり高い、しかし効果が非常に高く、長持ちするとのこととあります。50歳以上の男女1万5,000人以上が参加した臨床試験では、97.2%の発症予防効果が示されたそうです。また、70歳以上の1万4,000人を対象とした臨床試験でも89.9%の予防効果が得られたとのこととあります。

帯状疱疹後の神経痛においても、このシングリックスワクチン接種後の4年間の減少率は85.5%から100%であったとのデータがあるそうでございますが、接種後9年に至っても免疫が十分維持されたそうでございます。

そういうふうなことで、この帯状疱疹ワクチンについて、市民がぜひ打ちやすくしてほしいという声もありますので、助成をしっかりと行ってもらいたいと、非常に高いですね。ですから助成を早くやってもらいたいと思いますが、この1点につきましましてお考えをお伺いしたいと思います。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

ほかの自治体において帯状疱疹ワクチン接種の助成をしている例があり、大分県内では18市町村中1市が公費助成を行っております。現時点で本市では助成する予定はございませんが、国で定期接種化の検討もされていますので、国や県、ほかの自治体の状況について引き続き注視してまいりたいと考えております。

○11番（穴井宏二君） 先日ちょっと国東市で、聞き取りをさせていただきました。令和3年度はコロナの状況もありまして、ワクチン、助成を受けた方は48人ということでございました。令和4年度はコロナが後半から落ち着き出しましたので、2月末時点では185人の接種で、接種率は1.09%ということで、人数的にはかなり増えておりまして、ぜひともこういうふうな帯状疱疹で後遺症に悩まされる方が出てきておりますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

では続きまして、無園児の把握と孤立回避、アウトリーチにつきまして質問をいたします。

まず、この無園児、未就園児とかですね、つきまして、ある認定こども園に聞き取りをさせていただきました。そういう中で、まず国のほうが、未就園児について取組を強化していこうとやっておりますけれども、その背景にあるのが、やはり虐待が増えているということで、割合としては、国のほうも言っております専業主婦の家庭で起きているケースが多いと。また、核家族化で、特に御主人の帰りが遅い場合に、泣き声とか、また壁をたたかれたりとか、アパートに住んでいる場合、またその上夕食の準備、食べさせて、また寝かせる、洗濯をする、風呂に入れる。いわゆるワンオペと申しますか、それが終わって夜遅く御主人が帰ってくる。そういう中で、子育てについて悩んで、自信をなくしてしまっただけで虐待につながっていくと、そういうふうなケースがあるようでございます。特にまた転勤族の方、これも申し上げましたけれども、転勤族の方が、人になかなか聞けないと、スマホ等で調べて自信をなくしていくと、そういうふうなことがあるようでございました。

園長先生がおっしゃっていたのは、やはり大事なものは孤立をさせないこと、これが大事であるというふうに言っておりましたので、やはり未就園児教室、国のほうも方針も示しておりますけれども、これをやっていくことが非常に大事だと思います。

そこで1問質問したいと思いますけれども、これから発足しますこども家庭庁におきまして、未就園児家庭について支援を本格化していくというふうな方針がありますが、他県の例では専業主婦家庭への定期的な保育サービスを先行してやっているところもございます。まずは未就園児を把握する中で、そこからアウトリーチによる支援を行うことが大事だと思います。それが家庭の孤立を解決していくことになると思いますし、子どもの健全な成長へつながると思います。4月からのこども部創設に伴いまして、一步踏み込んだ未就園児対策を検討していただきたいと思っておりますけれども、市としての考えをお伺いしたいと思います。

○子育て支援課長（中西郁夫君） お答えします。

未就園児の新たな支援策であります。今年の1月から、妊娠期から出産後2歳までの家庭を対象としました伴走型支援を行う出産・子育て応援事業を始めております。これは2歳までの未就園児対策にとって、非常に有効な事業であります。

また、国においては空き定員のある保育所などで未就園児を対象にした定期的な預かりモデル事業の実施が新年度予定されるなど、未就園児対策も具体化され始めております。別府市の現状を十分に把握し、希望する全ての児童が幼児教育・保育を受けることができるためにも、今後の有効な施策を講じていきたいと考えております。

○11番（穴井宏二君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。園によっては、市のほうから未就園児教室をやりなさいというふうに言われているのだけれども、なかなかスタートできていないところもあるようでございますので、そこら辺のところはしっかり相談に乗って対応してもらいたいなど、フォローしてもらいたいなどと思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。では、この項については終わります。

では、最後の空き家問題について質問をしたいと思っております。

別府市内においては、空き家、約2,400棟以上あるというふうにお聞きしております。そのようなかなりの数の空き家を、今後どのような対策を行うことで、解決に向けて進めていくのか、そこでのお考えをお聞きしたいと思います。

○都市計画課参事（渡邊克己君） お答えいたします。

現在、別府市空き家等対策計画の見直しを行っております。この中で、空き家の発生を未然に防ぎます予防、空き家の有効活用を促進いたします活用、空き家の管理不全の解消を推進します除却について、施策の取組方針としていただいております。

○11番（穴井宏二君） それでは、具体的な方策はどのようになっておりますか。

○都市計画課参事（渡邊克己君） お答えいたします。

具体的な取組といたしまして、1つ目として、死亡届提出時などに空き家の管理に係りますリーフレットを配布し、空き家のリスク、それから管理責任の意識の啓発などの働きかけの推進。2つ目といたしまして、空き家所有者と近隣住民などの活用希望者へのマッチングの実施。3つ目といたしまして、空き家所有者に対する意向調査を実施いたしまして、所有者へ適切な管理の周知、活用需要の掘り起こしの実施など、空き家対策を総合的に進めてまいります。

- 11番（穴井宏二君）先ほどの指針の、国の指針の中では、活用促進については市街地などを対象に、建て替えの規制は緩和される、活用促進区域は設定されます。また、管理が不十分な空き家についても、固定資産税の優遇措置を解除する提案がされております。自治体が保有する空き家の所有者情報を、NPOなどに提供する案も盛り込まれているようでございます。他の自治体におきましては、空き家プラットフォーム制度を設けて、NPO、宅建協会、銀行などと連携して、空き家対策を充実しているところはありますけれども、別府市においても今後、かなり大変だと思いますけれども、関係団体としっかり連携をして情報共有をして、この空き家問題、空き家の有効活用をしっかりと進めてもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

- 都市計画課参事（渡邊克己君）お答えいたします。

現在、別府市では、宅地建物取引業協会とも連携協定を結び、土地建物の処分に関する相談や情報の共有を行っているような状況でございます。

また、宅地建物取引業協会、建築士会、土地家屋調査士会、行政書士会から専門家の方にお集まりいただきまして、空き家相談会も随時開催しております。土地・建物の状況に応じまして、適切なアドバイスや提案を実施しているところでございます。今後も一層の連携強化を図りまして、空き家対策に取り組んでいきたいと考えております。

- 11番（穴井宏二君）最近、住民の方から、空き家につきまして、草木が繁茂していて非常に困っているという、また空き家が草木に隠れてしまっている、そのようなお話も時々聞くようになりました。そういうことに対しましては、非常に市のほうもすぐに管理者、所有者等に連絡をして対応していただいていることは感謝申し上げますし、なかなかできないことに対しては、何度も何度も催促をしていることについては敬意を表したいと思いますけれども、やはり市民の方はそういう、非常にすぐに対応するところはどうしてもやっぱり市のほうへということになりますので、しっかりこれからも市民の方の相談、またお困り事については、丁寧に相談に乗って空き家対策を進めてもらいたいと思います。

以上で終わります。

- 副議長（小野正明君）休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

- 議長（市原隆生君）再開いたします。

先ほど、安部一郎議員の一般質問の中に、一部不穏当と認められる発言があり、安部一郎議員より、一部発言の取消しの申出がありましたので、後刻会議録を調査の上、措置することといたします。

それでは、一般質問を続行いたします。

- 18番（平野文活君）それでは、通告に従って質問をまいります。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症の第8波について、第8波の特徴をどういうふうに捉えているか、説明をしてください。

- 防災危機管理課長（中村幸次君）お答えいたします。

昨年の9月上旬に、国のほうはウィズコロナに向けた新たな段階に移行するという考え方を示し、全国一律での全数届出の見直しを決定いたしました。このことによりまして、

第7波以降、別府市内の感染状況の分析はできなくなっております。

大分県内の傾向といたしましては、昨年11月からの第8波は、1月6日には1日当たりの新規感染者数が過去最多の3,998名となり、病床使用率も一時は75.8%まで上昇いたしました。高齢者施設におけるクラスターも多発し、コロナ感染者による入院患者のうち60歳以上の方が9割を超えました。直近の状況といたしましては、3月13日月曜日には県内の新規感染者数が28名となり、第8波も減少傾向となっております。

- 18番（平野文活君） コロナの感染は、第1波から第8波まで、波を重ねるごとに大きな波になってまいりました。それは特に、コロナによって亡くなる方の人数、ここに現れております。昨年の8月、そして9月、第7波になりますけれども、この2か月だけで184人の方が亡くなりましたが、第8波で言う12月、そして1月、この2か月で、267人の方が県内で亡くなってしまいました。2月の感染者数は減少しておりますが、亡くなる方は2月だけでも79人に上っております、28日あるわけですね、28日のうち、死者ゼロというのは7日間だけという状況でした。3月に入っても、今日は15日か、昨日の14日までに、13人の方が亡くなっております。

こういうふうに、この先どういうふうになるか分かりませんが、このコロナの教訓というのは、大きな教訓にしなければならないと、こういうふうに思います。そういう下で、私はこのコロナ問題はずっと質問してまいりましたが、特に入院できないまま亡くなるというこの実態、これは何とかしなければならないのではないかという思いで今日まで来ました。先ほど、2月の28日のうち21日に死亡者が出たというお話をしましたが、そのうちの14日は、施設で亡くなっております。つまり、2月は2日ごとに、入院できないまま亡くなると、こういう方が相次いだということでもあります。

こういう状況を踏まえて、私はその施設の中での死亡の実態、こういうものをきちんと調査をして、今後の、特に医療体制の充実のために、国や県に意見を、市としても言わなければならないのではないかということをずっと提案してまいりました。今回もそのことを求めたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

- いきいき健幸部長（中島靖彦君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策については、感染症法により、行動計画やガイドライン等で、国、都道府県、市区町村の役割分担が定められております。医療提供体制の医療分野における対策は、国、都道府県の業務であり、第8波においても感染が急速に拡大する中で、重症者や死亡者を出さないために、医療機関や福祉施設などと連携して、できる限りの対応をされております。

医療分野における市町村の役割としましては、本市のように、保健所を設置していない市町村については、都道府県の要請に応じ協力する体制となっております。現状といたしましては、大分県から要請があった場合には、健康推進課の保健師を派遣し、保健所業務を支援するなどの協力体制を整えております。また、市としては、新型コロナウイルス感染症が発生して以降、医療体制確保など感染症対策に関する要望を大分県市長会へ提出しており、九州市長会、全国市長会においても、国に対し、対策強化等の要望がなされております。

別府市は、この3年間、積極的に新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでまいりました。今後においても、円滑なワクチン接種を初め、感染状況に応じ、市で対応できる対策を講じてまいりたいと考えております。

- 18番（平野文活君） 今の答弁を聞いても、施設で入院できないまま亡くなるというこの実態について、市として調査をすると、こういう御答弁はありませんでした。大変残念です。

この3年間は本当にコロナとの闘いだったというふうに思います。そして、これは全国の問題ですけれども、医療体制というのが、要するに余裕のないぎりぎりの状態で、こう

いう感染症が爆発的に起こるといふようなことになった場合は、医療体制が機能不全に陥ると、パンクするという状態が、もう全国各地で、そしてこの別府市でも、県内でも起こったと。ここがやっぱり大きな問題ではないかというふうに思います。ぜひ、これを教訓化して、今後に生かしてほしいというふうに思います。

同じコロナの問題で、消防に聞きたいというふうに思います。

昨年の7月、8月、7波のときに、いわゆる搬送困難事例というのについて御答弁を頂きました。同じく、この8波、12月から、12月、1月についての搬送困難事例、どういう状況であったかお答え願いたいと思います。

○消防本部警防課長（後藤英明君） お答えします。

救急搬送困難事案とは、全ての救急事案において医療機関の受入れ問合せ4回以上、かつ現場滞在時間30分以上の条件が当てはまる事案となっております。国、県の基準に合わせ、両方の条件に該当する案件を比較しますと、第7波では41件、第8波では54件となっております。

○18番（平野文活君） お聞きのように、この搬送困難事例というのも増えているわけであり、第8波の事例で、具体的にはどのようなものがあつたか、お答え願いたいと思います。

○消防本部警防課長（後藤英明君） お答えします。

医療機関の問合せ件数については、最大24件の問合せする事案がありました。現場滞在時間については、最大3時間20分の事案がありました。また、新型コロナウイルス関連では重症案件はありませんでした。

○18番（平野文活君） 昨年の7、8月の場合は、問合せ回数が11回というのが一番多かったので、それが今回、最大24回も問合せをした事例があつたと。あるいは現場に患者を運んで、病院に着いても、2時間待つというか、そういう事例が最大だったと。今回は3時間20分待った事例があつたと、こういうことでありますね。重症案件はありませんでしたというお話でしたけれども、私のところに入っている話では、救急車を呼んだと、しかし受け入れてくれる病院がなかったんで、また施設のほうに帰ったと。帰ったら次の日に亡くなったと、こういう事例があつたということも聞きました。いずれにしても、消防、医療体制もそうだし、消防の体制も非常に負担が重くなっているのではないかと、こう思います。

ですから、こうした新型コロナとの闘いの教訓、本当に今後に生かしていただきたいということを重ねてお願いして、次に移りたいと思います。

次は、新しい図書館の問題についてでございます。

5年前、整備構想というのが教育委員会から発表されました。そこで事業のスキームとして一番最適なのは、公設民営方式だと、こういう、公のお金で建てられるけれども運営は民間に任せると、こういうやつですね、それが最適だというような資料が出されておりました。それにちょっと私は危機感を持ちまして、現在の市の直営を継続すべきだということはずっと主張してまいりました。

また、現状の図書館では司書さんや職員が全員非正規ですね。やはり専門家として正規職員を雇用すべきだということも訴えてきました。最終的には、市の直営で継続するという決断をしていただいた。あるいは、司書さんも正規職員を雇用する、採用するという決断をしていただいた。こうした大きな前進があつたと、私も評価しております。

また、市民1人当たりの図書購入費についても、もうずっと県下最低だということはずっと言ってきましたけれども、これも令和4年度の図書購入費は1,600万円になり、令和5年度は2,560万円というふうに、令和3年度に比べると3倍になったのです。こういう努力は高く評価をさせていただきたいというふうに思います。そういうことを踏まえて、

次のお願いをしたいというふうに思います。

その第1は、もう既に設計は終わったのですね、設計が終わったのだから、設計の大まかな平面図、あるいは立体図、そうしたものを市民に公表して、そして意見を求めるということをしたかどうかというふうに思います。いかがでしょうか。

○教育政策課参事（森本悦子君） お答えいたします。

設計業務は本年度末、3月末に完了する予定でございます。なお、これまで公開型意見交換の場であるオープンプラットフォーム会議、それから障がい当事者、さらには関係団体などを通して、このような使い方がしたい、あるいはもしもこういうふうな作りだと不便だといった御意見をたくさん伺いまして、その成果であるイメージパースやゾーニングは既に市報やホームページで公開をし、言葉による説明を加えております。レイアウト配置の概略図についても、業務完了後の適切な時期にお知らせをする予定です。

大きな事業で市民の意見を反映するためには、様々な手法が考えられますが、本事業におきましてはいただいた数々の御意見を踏まえ、言葉に現れない部分や、相反する意見、そういった間にある要望や期待感なども考察をしながら、専門家である設計者が設計を進めてまいりました。

○18番（平野文活君） 最後まで、概略であっても図面が公表されなかったということについては、極めて残念でございます。

具体的な点でもう一つ、駐車場はどうかという問題であります。設計の前に出された仕様書では、全体で242台分を確保すると。今ある92台分に加えて、残り約150台分、約4,000平米の敷地が必要なわけですね。これがどうかということは非常に注目されております。間違いなく確保できるのでしょうか。

○教育政策課参事（浅井建二君） お答えいたします。

新図書館は、富士見通りに沿った東西に伸びる建物配置となります。駐車場につきましては、建物の北側に、議員おっしゃるように4,000平米程度は確保できる計画となっております。

○18番（平野文活君） そういう図面をね、道路が走りますよというようなことも含めて発表してくれば、またもっとイメージが湧くというふうに思います。4,000平米程度は確保できるということですから、これは間違いのないでしょう。

それはそうとして、工事が始まった場合にはどうかと、今ある上の段は臨時駐車場になっておりますが、これはもう使えなくなると思いますね。どういうふうになるのでしょうか。

○教育政策課参事（森本悦子君） お答えいたします。

現在、関係課と協議を重ねまして、代替駐車場の確保に努めているところでございます。

○18番（平野文活君） これもこれも、具体的にはどうかというのがまだ分からないということでもありますので、注目をしていきたいというふうに思います。

この項の最後に、建設費についてお伺いしたいと思います。

当初は建設費が25億6,000万円だと、そして備品その他が10億円で35億6,000万円というふうに聞いておりました。また、設計に出す前の段階の仕様書では、総額32億5,000万円と書いてあります。最終的な建設費はどうか、そしてその財源はどうするのかについてお伺いをいたします。

○教育政策課参事（森本悦子君） お答えいたします。

基本計画を策定した令和元年度からこれまでの間、新型コロナの感染拡大やウクライナ情勢など資材高騰要因を背景に、今回当初予算を計上するに当たり、建設事業者を公募する時点における物価スライドを予測しまして、建設事業費は約40億円弱、令和3年度基本設計からの総事業費は45億円超を見込んでおります。財源は国の補助金や地方債を充

て、そのほかの一般財源につきましては基金を活用する予定でございます。

- 18番（平野文活君） 総額45億円超と、もう大変な大型事業になるわけでありまして。そこで新しい図書館による市民サービスが一体どうなるかということに移りたいというふうに思います。

その第1は、市内全域的なサービスについてでございます。これは私何度となく求めてきた問題であります。その根拠は、文科省が定めた公立図書館の望ましい基準というものごの告示ですね。これにこう書いてあるということをご何度か紹介してきていたのですが、市区町村は、住民の生活圏、図書館の利用権等を考慮し、分館や移動図書館などで、全域サービス網の整備に努めるものとする、こう書いてあります。こうしたことが市民サービスにどういうふうに関わり結ぶっていくのかということの一例として、貸出し数が日本一と、人口1人当たりの数で日本一という千葉県浦安図書館の紹介を何度かしてきていた。ここでは、約200万冊、17万人の人口で約200万冊を超える貸出し数を誇っております。市民1人当たり12冊ぐらい、年間読んでいくということになるのです。狭い地域でありまして、市の面積が17平方キロメートル、別府市も、山間部を除けば、かなりコンパクトなまちなのですが、山間部を入れれば125平方キロメートルということで、浦安とは、はもっと小さな市なんですね。そういう小さな市なのだけれども、本館のほかにプラス分館が7館あると、全部で8館体制です。私は野田議員さん、猿渡議員さんと3人で視察に行きましたけれども、市内どこからでも徒歩10分で行けるということをご自慢をしておりました。駅が2つあったんですね。その駅前でも、出張所みたいな、何て言いますか貸出し、返本も可能だという体制が取られております。あるいは病院なんかへの配達なんかもしております。こういう努力をして、年間200万冊を超える貸出しがあるわけでありまして。

そういったことをずっとお願いしてきたわけですが、令和2年の3月に出された整備基本計画というものの中に、この全域サービスについて書かれてあります。こういうふうに関書いてあるのです。新図書館から離れた公共施設、公民館、医療福祉施設などを活用した図書館ネットワークを構築すると。分館などは財政面などで無理だが、持続可能な仕組みを構築すると。公民館などにも配本をするなどを、そういうことなどを検討すると、こういう文言がございましてね。繰り返しお願いしてきていたが、そういうことを検討していただくようになったかと、非常に安堵したものであります。

しかしながら、その後ポストコロナ版というのが出されて、こうした表現が消えておりますが、ぜひ整備基本計画で掲げたこの全域サービス、ぜひ実行していただきたいということをお願いしたいんですが、いかがですか。

- 教育政策課参事（森本悦子君） お答えいたします。

コロナによってサービスの提供の在り方が計画変更を余儀なくされましたが、その後の状況の変化などを踏まえ、全域サービスについては、市内のどの地域に住んでいてもサービスが受けられる環境づくりに努める考えであります。必要とする資料や情報を届けるためには、各施設、各機関との連携や協力しながら、対象者に合った資料、それから提供の方法を工夫しなければなりません。既存のサービスとの連携やサービス提供の仕組みについて、引き続き調査研究してまいります。

- 18番（平野文活君） ぜひ、整備基本計画で掲げた目標、構想ですね、これは維持していただきたいということをお願いをして、もう一つこの全域サービスに関わるのですが、ちょっと打合せではしてきませんでしたけれどもね。過去の議会で何回かお願いした経緯がありますが、今の図書館、図書館ではなくなるわけですよ。しかし南部地区の方々にとってみたら、あそこに分館として残ればありがたいなという声は依然としてあります。ぜひ要望にもこたえて、分館として残すことを検討できないかどうか、今ならまだ間に合うの

ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育部次長（稲尾 隆君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、全域サービスをこれから構築していく中で、その辺の地域的なバランスも含めて考えていきたいというふうに思います。

○18番（平野文活君） よろしく申し上げます。

図書館問題の最後ですけれどもね、図書館の本来の業務、これはやっぱり本の貸出しだというふうに思います。このことについて、整備基本構想の中で、年間来館者数の目標を、現在は14万3,000でしたか、人ぐらいだけでも、これを年間50万人にすると、こういう目標を定めてあります。また、蔵書の数も30万冊を確保すると、こういう目標を定めておりまして、非常に意欲的な目標として期待をするわけでありまして。

しかも、冒頭にも申し上げましたが、図書の購入費も2,560万円と、県下で言えば平均的なレベルまで引き上げていただきました。こういう努力をされてきたわけでありまして、さらに市民1人当たりの貸出し数ということについても、目標を持っていただきたいと思うのであります。2021年版の全国統計上で見ますと、24万1,000冊の貸出しがあって、1人当たり2.11冊になりますね。県内トップは、この年の資料では5.22冊の竹田市立図書館が県内トップなのです。続いて国東市5.10冊、あとずっと続いておりますが、利用者が県下最低というのはやっぱりいただけないなど。この点についての目標をぜひ引き上げて、追求していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○教育政策課参事（森本悦子君） お答えいたします。

第2期別府市総合戦略で、新図書館開館後の令和8年度1人当たり貸出し冊数を5冊という目標値を設定し、年次目標を立てております。これは人口11万人以上12万人未満の公共図書館の1人当たり貸出し冊数目標値設定時点におけるものですが、平均5.1冊を目標に、参考に設定したものでございます。

現時点での達成見込みは確かに2.11冊ですけれども、新図書館の基本方針である、変化に対応するに基づきまして、新たな非来館型サービスを導入するとともに、これからの図書館が求められる、そこに足を運ぶ価値、新しいサービスを創出することにより、貸出し冊数の目標達成に努めたいと考えております。

○18番（平野文活君） 1人当たり5冊を目指す、全国平均をまずはクリアするという事でしょうか。ぜひこれ達成していただきたいなと思います。そのためには、やはり先ほどから述べたようないろんなサービスをやっていくということが必要になります。確かに、新しい図書館ができれば、初めは建物その他などに注目をされるというふうに思いますが、やはり肝心なのは、新しい図書館がいかに市民のニーズにこたえた運営をするかということだというふうに思います。

最後に、図書館のそういう利用促進策について検討していることがあれば聞かせてもらい、図書館問題の質問を終わりたいと思います。

○教育部次長（稲尾隆君） お答えいたします。

図書館の役割は、市民一人一人が幸せに生きるための居場所と活動の場を提供すること、そして、個人の学びと社会的な活動が交わって、個人の自己実現が地域課題の解決にもつながるような、そういうサービスを積極的に展開することだというふうに考えています。そのサービスの基本は、やはり市民が求める資料や情報を、その人に合った方法で届けることだというふうに思っております。

図書館におきましては、ゆっくり読書を楽しむ空間、あるいは人と人が出会い、交流する場、それから自分がやりたいことを見つけて実現する機会の提供、そういったものを、新しい価値を創出するようなサービスを充実させたいというふうに思っておりますが、また議員からも今御指摘があったように、同時には、やはり市内のどの地域に住んでいても、

その図書館サービスが受けられるような環境の整備も必要です。やはり既存の社会資源やICTの活用、あるいは関係機関や関係部署との連携など、やはりどこでも、誰でもどこでも図書館サービスが受けられるような環境づくりに努めていきたいと思えます。来館する方にも、来館が困難な方にも、専門職である司書が日常の活動として、きめ細かなサービスを提供することによって、公園のように図書館を身近に感じてもらうのと同時に、これまで市民から寄せられております期待と信頼にしっかりとこたえていきたいというふうに思っております。

- 18番（平野文活君） 図書館が、他の公共施設と違って、無料で利用できるという、これやっぱり法律に基づいてそういう位置づけをされておると。それは、やはり誰でも利用できるという、そういう施設なのだという一つの表れですよ、無料でできる。そういう、何ていうか、図書館としての使命といいますか、それをぜひ実現していただきますようお願いをして、図書館問題を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

さて、最後に教育行政についてであります。

まず、いじめ、不登校、子どもの生活と健康の実情についてということで、不登校の実態についてお伺いしたいのですが、昨年10月に文科省が2021年度、つまり令和3年度の不登校の合計が、小学校、中学校の計で24万4,940人だと、こういう発表をいたしました。その前の年度から約25%増えて、全国的に過去最高になったと、こういう報道になっております。別府市の動向はどうでしょう。

- 学校教育課参事（太田悟君） お答えいたします。

別府市における不登校児童生徒数は、令和3年度が小学校58名、中学校157名の合計215名でした。令和4年度は2学期末の段階ですが、小学校54名、中学校169名の合計223名となっており、全国調査と同様に増加傾向にあります。

- 18番（平野文活君） 全国は、令和2年度から令和3年度にかけての変化、これが過去最高になったということでした。今の御答弁では、別府市では令和3年度に比べて、令和4年度も引き続き増えておると。そして2学期、つまり昨年12月末の段階で、もう既に前年度の数を超えたと、こういうお話であります。

以前、同じ質問ずっといろんな、何回かしてきたのですが、以前頂いた資料をもう1回ひっくり返してみましたが、人数がね、子どもの人数がずっと変わりますので、パーセントで言いますが、平成27年度の小学校の不登校の率は、全生徒に、子どもに対する0.5%だったね。それが令和3年度、1.2%に伸びました。これは2.4倍になったということなのです。また、中学校は平成27年度、4.1%でした。ところが令和3年度、だから7年後ということになりますか、令和3年度6.3%に、これも中学校も1.5倍に増えたと、こういう数字が出ております。先ほどの答弁で言うと、令和4年度はさらに増えているという、そういう現状なのです。不登校についてはそういうことでもあります。

いじめについてお聞きいたします。

同じく昨年10月に文科省が発表いたしました、これを新聞報道でも、県内の数字として報道されておりますが、大分県内で1万、令和だから3年度かね、令和3年度の数字、県内で1万476件と、1,000人当たりでは全国3番目に多いというニュースになっているわけです。このいじめ認知件数というのは、別府市ではどういう状況でしょうか。

- 学校教育課参事（太田悟君） お答えいたします。

別府市では、どんな些細ないじめも見逃さないという積極的な認知によって、別府市いじめアンケート等におけるいじめの認知件数は令和2年度が小学校1,258件、中学校96件ですが、解消率は小学校99.8%、中学校94.8%でした。

また、令和3年度の認知件数は、小学校1,423件、中学校122件でしたが、解消率は、小学校99.8%、中学校94.8%となっております。

○18番（平野文活君） まあね、いずれも解消しているというお話でありましたが、いわゆるいじめの認知件数がずっと増え続けているという傾向、これは変わらないわけです。今の数字では令和3年度なのですが、令和2年度に比べて小学校では13%増え、中学校では27%増えております。この、不登校とか、あるいはいじめの件数だけを見ても、子どもたちは、学校の中で様々なストレスの中で学校生活を送っているのだなということを示しております。しかもそれがだんだんとやっばり、そういう子どもたちが増えているところが、注目すべきことであります。

そこで、私も以前の議会で、子どもたちの状態を正確に把握するためには、やはりどんな生活をしているのか、健康状態とか、そういうことについて系統的な調査が必要ではないでしょうかということ指摘してきましたが、それは別府市ではどういうふうに行われているのでしょうか。

○学校教育課参事（太田悟君） お答えいたします。

子どもの生活や健康の実情につきましては、学校生活に与える影響が大きいと考えているため、学校ごとに子どもや保護者等へのアンケートを実施しています。

また、毎年、小学校6年生と中学校3年生を対象に実施する全国学力・学習状況調査においても、「朝食を食べていますか」や「毎日同じぐらいの時刻に起きていますか」など、基本的な生活習慣について質問紙による調査を行っています。

○18番（平野文活君） ずっといろんな調査をされているということでもあります。であるならば、そういう調査に基づいて、どのようにその現状を認識するのか、あるいはどういうふうに、課題があれば解決をしていくのか、そういった計画が必要だというふうに思います。この議会でもたびたびほかの議員さんからも言われましたが、市長が3期目の公約として、こどもまんなか社会というのを掲げるのだと。そしてこども部というのを作って、全庁体制といいますか、系統的な対策を取っていくと、こういうお話でありますから、ぜひ、教育委員会とも協力してそうした体制を強力に進めていただきたいと思うのですけれども、その立場から一つ紹介をしたいのですけれどもね。

東京の足立区の共産党の区議団が、インクルーシブ防災について別府に視察に来ました。そのときにインクルーシブ防災、非常にすばらしいという評価も頂いたのですが、そのときに、足立区ではどういう事例が自慢ですかとお尋ねしたところ、即座に子どもの貧困対策だと、こういうお話がありましたので、それで私と美馬議員で、早速足立区の視察をしたわけであります。

行ってみてびっくりですよ。女性の区長さんですけどもね。区長さんを先頭に、4つのボトルネック的課題を克服すると、こういう課題に取り組んでおられるそうであります。ボトル、4つの課題って何かというと、1つは治安ですね。刑法犯の件数が多いのでしょ、あるいは多かったです。それから2つ目は、子どもの学力だと。3つ目には、健康寿命が短いことだと。4番目に貧困が連鎖していると、こういうことを、4つのこのボトルネック的課題、つまりここを解決しなければ足立区として自慢ができないよというような自覚をした課題をしているのですよ。そして、この負の連鎖を断ち切るために、克服するためには、子どもの貧困の問題にメスを入れないといけないと、対策を取らないといけないという認識になったと、こういうのです。折、よくといいますか、国が子どもの貧困対策というものを、計画を作りなさいという方針が掲げられましたよね。そのモデル事業を引き受けて、ずっと事前の取組をしていった。そのことを基にして、子どもの貧困対策実行計画というのを平成27年度から31年度までの5か年計画を定めたといって、その実績を踏まえて、今、第2期計画を実行中だと、令和6年度に目指してと、こういうふうなお話を、計画書そのものが、第1期計画見ても70ページもあるから、第2期計画も80ページもあるというものですから、わずかな時間で全部を把握することはもちろん

できないのですけれども、私が話を聞いてなるほどと思ったのは、子どもの健康と生活についての実態調査、これを系統的にやっているということなのです。しかも今、父母や保護者や子どもたちにずっとしていると、アンケートを取っているというお話がありました。これ足立区では、東京医科歯科大学と連携をして、その研究といいますか、そういう研究者との連携で、本格的な実態調査を毎年やっている。毎年10月に、69校、約5,000人の小学校1年生の保護者に無記名のアンケートをして、第7回目の令和3年度の回収率は80%だったと、かなり高い回収率ですよ。そして、やはり子どもの健康とか生活は、やっぱり家計の経済状態との関係があるというような認識から、家計収入が300万円以下かどうかというようなところまで踏み込んで調査をしているのです。そういう調査を毎年毎年やって、そして先ほど言った第1期計画、第2期計画の中のいろんな数十に及ぶ事業の中に生かして、このアンケートをね、調査を生かしておると、こういうことであります。

そういう状況ですから、私はこの別府の、先ほど来述べている不登校の問題、あるいはいじめの問題、あるいは、ちょっと今では言いませんでしたけれども、身体検査の中で、虫歯があるのに未処理のままという方がね、子どもたちは3割近くおるという状態も、資料を見ましてね、やはり子育て真っ最中の御家庭の経済問題と、経済の状態と、子どものそういう状態とはやっぱり無関係ではないと、こういうふうに私は思いました。

そこで、子どもの貧困の問題について、就学援助というものが、この令和4年度でどれくらいの子どもさんたちが受けているか、お答え願いたいと思います。

○学校教育課参事（太田悟君） お答えいたします。

令和4年度は小学校で全児童数の20.82%に当たる1,011名、中学校では、全生徒数の26.8%に当たる670名が支給対象となっております。

支給対象の要件につきましては、就学援助を受けようとする年度において様々ありますが、市教委が定める基準のいずれかに該当するものとしております。

○18番（平野文活君） これも私も以前からいろんな質問してきて、以前からの資料を持っております。平成24年度の小学校ですね、15.8%でした。それが今言ったように20.8%に増えたのです。これも7年間か8年間か、それで中学校が平成24年度が19.2%だった、それが26.8%に増えています。つまり、小学校では6人に1人だったのが5人に1人になった、小学校では、中学校では5人に1人だったのが4人に1人になったということなのです。この就学援助を受ける要件はそんなに変わってはいません。ざっと言って、住民税非課税という方々ですよ。市民税課の、にお伺いしました。夫婦2人で子どもが2人おると、こういう御家庭の場合、どのくらいの年収だと非課税になるのかということをお聞きをしました。それは返事がありましたが、年収が232万8,000円ぐらいだということです。つまり、これ以下だったら非課税になりますよ。そういう方々が先ほど言ったように、5人に1人とか4人に1人とかおるわけです。ですから、今子育てをやっている若い世代という、その層の経済の状態というのを一つ推しはかる資料になっているというふうに思います。

ですから、子どもの貧困とか、問題と様々な教育的課題との関係はあるのだということで、足立区なども参考にしながら、あくまで本格的な、なかなか大変ですけれども、ぜひそうした調査もするし、計画を立てるということに挑戦していただきたいと思うわけでありませう。

次に行きます。

特別な支援が必要な児童生徒がどれくらいおられるか、特別支援学級の数と、在籍する人数について、5年前と現在の比較をお知らせ願いたいと思います。

○学校教育課参事（太田悟君） お答えいたします。

小中学校合わせた特別支援学級の数は、5年前に当たる平成29年度が46学級、在籍す

る児童生徒数は186名です。令和4年度は53学級で、在籍する児童生徒数は281名となっており、学級数、児童生徒数ともに増加傾向にあります。

- 18番(平野文活君) 学級数で26%増えた、在籍数では5年間に何と51%増えたという、今数字であります。この特別支援学級に所属しないで、普通クラスに在籍している。けれども、特別な支援が必要な生徒という方々、子どもたちもおられると思いますが、そういう子どもたちに対する支援というのはどういうふうにしておりますでしょうか。

- 学校教育課参事(太田悟君) お答えいたします。

特別な支援を要する児童生徒には、特別支援教育支援員を配置して、児童生徒一人一人のニーズに応じた適切な支援を行っています。令和5年度は、これまで48名だった支援員を50名に増員して、さらなる支援の充実を図ることとしております。

- 18番(平野文活君) まあね、そうやって、そういう実情がありますから、それに対応して増やしていただいているわけですね。しかしながら、非常に、実態としてはこの程度では間に合わないという実態があるのではないかとこのように思うのです。予算委員会で、障害児通所支援事業というもの、いわゆる発達障がいと言われる子どもたちが、令和元年度、この支援事業の利用者が延べで4,300人いたと。それが令和3年度は約7,000人に増えていると、こういうお話がありました。これは、そういう子どもたちが多いのだという実態を反映しているというふうに思います。しかも、予算決算特別委員会でもお話になりましたが、早期発見をして、そして専門家による早期の療育、これが大事だと、その子の人生が大いに左右するというお話になりました。

私、現場の先生からこういう声を聞いたことがあります。常時見守りが必要な子どもが数名いるというふうに教育委員会に申請をして、いわゆるいきいき支援員さんを要請したと。しかし、1人しか配置されなかったと。自分としては休息も取れずに働いておりますというような声を頂きました。これについても、まだまだ充実をさせていかなければならない課題だというふうに思います。

次に、教員の問題に移りたいと。教員の長期病休問題、これもずっと取り上げてまいりました。昨年9月議会では、令和3年度の長期病休者が20人いると、そのうちの14人がメンタルによる精神疾患が要因による病休だと、こういう話がありました。この4年度、令和4年度の長期病休者数は何人か、うちメンタル要因数は何人か、お答え願いたいと思います。

- 学校教育課長(松丸真治君) お答えいたします。

本市の公立小中学校教職員の1か月以上の長期病休者は15名で、そのうちメンタルでの病休者は11名となっております。

- 18番(平野文活君) この病休者の大半も、いわゆる精神疾患、メンタルが要因だという方が増え、占めているという状態、だんだんひどくなっているというふうに思います。

続いて、教員の未配置について、これ三重議員も質問いたしましたが、令和4年度の4月新学期当初の教員の未配置の状況はどうだったか、お答え願いたいと思います。

- 学校教育課長(松丸真治君) お答えいたします。

年度当初、教職員の産前休暇や育児休暇、病気休職等で臨時講師等の必要数は小学校34名、中学校14名でした。県教育委員会に臨時講師等の必要数を要望し、小学校33名、中学校12名の臨時教師等が配置され、始業式には、臨時講師等の未配置は小学校1名、中学校2名となりました。

- 18番(平野文活君) 令和5年度の始業式の時点でも教員が足りていない、配置できていないという状態が出発しているわけですね。その後、年度途中で休まれるという方もいると思いますが、現時点での未配置の状況はどうでしょう。

- 学校教育課長(松丸真治君) お答えいたします。

県に対しては、教職員の未配置を解消するよう常に要望しておりますが、現段階での教職員の未配置は小学校4名、中学校はございません。

- 18番（平野文活君） つまり、三重議員も指摘をしましたが、年間を通していつも未配置があるということですね。

私達に寄せられた現場の先生たちの声を幾つか紹介したいというふうに思います。給特法を廃止してほしいと、この法律のために働かせ放題になっていると。教員の仕事に魅力がなくなってきていると。ある方は、年休を取ると同学年他クラスの担任が対応するので、年休も取れない。またある方は、仕事が多過ぎて勤務時間内に帰れない。提出物に追われ、教材研究する余裕がない。さらにある方は、子どもの心の鍵は内側しか開かないと実感をしている。しかしそのためには、そういう関係を子どもと教員が作るためには、お互いが余裕を持った関係にならなければそういう教育ができないと、教員を増やしてほしいと、こういうお話でありました。

ごくわずかな声であります。もっともっとたくさんの声が教育委員会の中には届いているのではないかと。もしあれだったら、本格的な先生たちの声を集める努力をしていたきたいというふうに思います。ずっと前の議会で、寺岡教育長さんが私の質問に対してこのように、教員は疲労こんぱいしているという答弁をしていただいたことがあります。教育問題として、不登校の問題、いじめの問題、あるいは特別な支援を要する子どもへの対応の問題、教員の長期の病休問題、あるいは未配置の問題などなどを取り上げてきました。今日のやり取りを踏まえて、あるいは足立区のことなのかもお話をさせていただきました。ぜひ、教育長さんとしての感想、あるいは市長が考えるこどもまんなか社会、こういうことについて、どのようにその中で解決していこうとしているか。できれば市長にも最後は、感想なり聞かせていただきたいなと思いますので、まずは教育長さんからよろしくをお願いします。

- 教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

子どもたちがいじめに遭ったり、不登校になったりすることに心を痛めております。また、複雑化・多忙化等により教職員離れや教職員不足があること、また進んでいることも深刻に受け止めているところでございます。これまでの学校教育のどこに問題があるのか、学校教育の強み、あるいは学校教育の弱み、その学校教育の弱みをもう少し今まで以上に分析工作して改善しなければいけない、また要望しなければいけないと思っているところでございます。

今年の4月から、市のほうでこどもまんなか社会の実現に取り組めます。福祉と教育との機能が合わせられたこども部、また既存のコミュニティスクール、あるいは市のひとまもり・まちまもり協議会等々で、子どもたちが多くの人と関わり、主体的で対話的な学びの力を身につけることが大事だと思っております。

議員さんにはこれまでも多くの御指摘、御提言を頂きました。これからも子どもたちが安心して、持続可能な社会の一員として、自立できるような子どもを作ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

- 市長（長野恭紘君） お答えします。

私のこどもまんなか社会への思いは、生まれた環境によって夢を描くことができない、生まれた環境によって貧困に陥る、こういう子どもたちを絶対に、別府からこれから生まれることは絶対に避けていきたいと、全ての子どもたちは幸せになる権利があるというふうに思っていますので、全ての子どもたちの私は父親として、全ての子どもたちの夢が描かれて実現できる、そういう夢を思い描けるような別府市にしていきたいと。そのためには、子ども見守りシステムという、目に見えてこなかったことをしっかりみんなに見える化するということはもちろんですが、やはり教育は人と人との接触、何ていうかつながり

だというふうに思っていますので、そういったことをしっかりやりつつ、子ども見守りシステムというしっかり見える化、これも図りながら、私が思うこともまんなか社会を実現していきたいというふうに思っています。

- 18番（平野文活君）ありがとうございます。期待をしておきたいと思います。

最後に、そのためにも、現場、日々教育に当たっている現場の先生たちの生の声、これが十分行政に反映されるように手だてを講じていただきたいなということを最後に重ねてお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

- 3番（美馬恭子君）日本共産党議員団の美馬恭子です。今期最後の質問となります。よろしくお願ひしたいと思います。

その前に、この4年間、何も分からない状況の中で、今私の前に質問した平野議員の背中を追いかけつつ頑張っまいました、なかなか追いかけ切れていないのが今の私の状況ですが、今後も真摯な平野議員の背中を追いかけつつ頑張っまりたいと思います。

それでは質問に入らせていただきます。

まず最初に、子育て支援に関してです。新学校給食センターについてお聞きしたいと思います。

学校給食センターの供用開始まで、いよいよ半年を切りました。昨年12月議会の一般質問にて、学校給食に地元の生産者が作った食材を提供してほしいという質問をいたしました。安全・安心で生産者の顔が見られる地元食材を、子どもたちに食べさせてあげたいです。少しずつでも地元食材が増えていけば、生産者や、青果事業者の安定収入にもつながります。地元食材の活用の取組について、現在の進捗状況を教えてください。

- 教育政策課長（奥茂夫君）お答えいたします。

給食に地元で取れた食材を使用することは、子どもたちが地域の農業や流通について学ぶ機会として、食育の観点からも重要であることから、現在、学校給食に別府市産の食材を増やす取組を進めております。本年2月13日に別府市学校給食用野菜生産説明会を開催し、御協力を頂ける14軒の市内生産者、JAべっぷ日出、教育政策課、農林水産課が一堂に会して意見交換を行い、生産者の方々からは、現状を踏まえ、様々な御意見、御要望を伺うことができました。

今後も地元食材の使用量の増加に向けて、課題や問題の解決に向けた協議を行い、学校給食への地元野菜の活用を積極的に推進してまいりたいというふうに考えております。

- 3番（美馬恭子君）新学校給食センターの職種は、食数は8,500食、毎日のことを考えれば、これはかなり大きな消費市場ということになります。生産者の方との話合いが進んでいるということなので、それは本当に大変よいことだというふうに考えています。

学校給食に地元食材の活用、ぜひ推薦していただきたい。そのためには、生産計画、調整、集荷、配送、代金の支払い、請求など、多岐にわたる業務が生じます。生産者や青果事業者など、多くの関係者との調整や協議も必要となります。円滑に推進するために、誰が中心になってこの事業を運営するのでしょうか。また、今後のスケジュールについてお教えください。

- 教育政策課長（奥茂夫君）お答えいたします。

学校給食にかかる食材の発注は、センター化後も教育政策課を中心に行います。本市の農作物の調達を安定的に、継続的にできるよう、地元食材の使用量の増加に向けて、生産者、青果事業者、関係団体、農林水産課等と課題、問題の解決に向けた取組を行い、新学校給食センターの本年9月の供用開始に向け、調達の仕組みや推進体制をできるだけ早く構築したいと考えております。関係者おのおのが担える最大限の成果を目指しながら、ある程度の年数をかけて計画的に、別府市産の旬の野菜の使用割合を増やせるように推進をしていきます。

学校給食で使用する主要 10 品目の野菜について、別府市で出荷可能な時期、旬の時期の使用率を令和 5 年度から 10 年かけて、100%を目指すように計画をしております。

- 3 番（美馬恭子君） 令和 5 年度から 10 年かけて 100%、これは昨日ですかね、市長がおっしゃったと聞いて私もびっくりしてしまいました。ぜひ、達成してもらいたいと思っています。

農林水産課にしても教育政策課にしても仕事は山積、人員も限られている中で、毎月の献立に合わせて集荷量や集荷先を決め、毎日の献立に合わせた食材調達を計画していくことはかなりの業務量になると思われます。子どもたちに安心して安全な食材で給食を届け続けるためには、委託した調理業務以上に、食材調達は大きなものがあるのではないかと考えます。

前回の議会でも質問時に言いましたが、共産党議員団として岡山市に視察に行ってきました。岡山市は 1,000 食以下の給食センター、中学校の校区単位のようなのですが、6 か所、そして別に中学校だけの給食センターもあります。その食材調達には岡山県学校給食会、公益財団法人とされていますが、それが設立されており、食材調達の窓口にもなっています。全てがここを通してということではありませんが、要にはなっているということでした。別府市でも、このような部署が必要だと私は考えています。子どもたちの食を守り、食を育てていくためにも、今後ぜひ検討していただきたいというふうに考えています。

さて、アレルギー対応食のこともお聞きしたいと考えています。

食物アレルギー対応食、提供するために、山の手小学校の単独調理場を改修して、食物アレルギー対応調理場として整備、そして市の直営で運営すると聞いています。山の手小学校周辺は道幅も狭く、一方通行の道も多いですし、加えて周辺が住宅地で歩行者もかなり多いようにあります。食物アレルギー対応給食の車両での配送に支障がないか、心配をしています。その点についてはどのような対応を考えていらっしゃるのか、教えてください。

- 教育政策課長（奥茂夫君） お答えいたします。

食物アレルギー対応給食調理場では、約 100 食程度の食物アレルギー対応給食を調理し、軽自動車の箱型 4 台にて各学校に配送を行う予定です。安全への配慮はもちろんのこと、学校給食衛生管理基準の中で、調理後 2 時間以内の喫食が求められていることから、幼稚園、小学校、中学校の給食開始時間に差異があることを考慮した上で、配送ルートや配送方法を工夫するように計画をしております。車両 1 台当たり午前の配送と午後の回収で 1 日 2 往復、4 台を合計しますと、1 日 8 往復を予定しており、周囲の交通に十分な注意を払いながら、安全運転を徹底してまいりたいというふうに考えております。

- 3 番（美馬恭子君） それでは、食物アレルギー対応食の専用の食缶、またそしてそれが学校に着いたときの流れはどうなっているのか教えてください。

- 教育政策課長（奥茂夫君） お答えいたします。

食物アレルギー対応食は、それぞれの名前を書いた専用の食缶を用いて区分をいたします。個人ごとの確認表を作成することで、間違いなく本人に届けるシステムを構築します。食物アレルギー対応調理場から各学校に配送いたしまして、専用食缶を学校に届け、教職員から本人に渡す流れとなります。

なお、ほかの子どもたちと同じ食器で食べられるよう、専用食缶から移し替えを行う計画としております。教育委員会として学校、保護者と連携を密にし、アレルギー事故防止の徹底を図ります。

- 3 番（美馬恭子君） 新学校給食センターの説明会が開催されたときに一番気にかけていたのが、アレルギー食に関してだったと思います。これからは中学生に関してもアレ

ルギー対応食が提供できるようになりますので、よかったなというふうには感じています。同じ部屋で同じ給食を仲間とともに食べることができるのはほんの数年間、しかしその数年間が子どもたちにとっては大きな思い出、財産になると思います。人はそれぞれ違いがあることを認識し、優しさも生まれてくることでしょう。そのためにも、よりよき給食の場を提供し続けていっていただきたいと感じています。

自校式給食のよさは今でも一番だと信じています。多くの方が自校式給食を残してほしいとの声を上げましたが、それはかないませんでした。今でもとても残念に思っています。それだけに私は、給食センター化にはこだわりを持って質問を続けてきました。今、こどもまんなか社会というからには、今後とも、子どもたちの意見もしっかり聞いて、よりよき給食、届けるために進めていっていただきたいというふうには感じていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

学校給食に関して、最後に給食費についてお聞きしたいと思ひます。

全国の自治体で、給食費の無償化の動きがあります。県内では豊後高田市に続いて、宇佐市も無償化を実施するようになります。教育費が膨らむ小中学生の子どもを持つ家庭にとって、大変よいことであると感じました。新年度も学校保育所給食費補助として約2億3,622万円を予算計上して、1人目、2人目は半額、3人目以降は無償の補助制度を継続してもらえらるというのはよいのですけれども、国、県と市で折半するなどして、別府市における給食費、無償化することはできないのでしょうか。

○教育政策課長（奥茂夫君） お答えいたします。

給食費の無償化につきましては、文部科学省の平成29年度の調査結果において、全国的に4.4%の状況にあります。給食を無償で提供するためには多額の財源が必要であり、継続的な事業実施のため、国の臨時交付金支援が終了しても、事業を継続する必要があります。保護者の経済的負担の軽減及び安心して子育てできる環境の享受のため、自治体間の格差が生じないよう国の公費負担を念頭に置いた財源措置を講じることを、市長会を通じて国へ要望する方向で進めております。

当市としましては、子育て世帯の経済的負担軽減と、当市への移住定住を目的に、給食費を負担する保護者に対して、その半額または全額を補助する給食費負担軽減事業を今後も継続するとともに、国や他の自治体の動向に注視をしていきたいと考えております。

○3番（美馬恭子君） 子育て中のお母さんからは、1人目、2人目が半額になって本当に助かるというような話を聞きました。しかし、3人目が無償ということですが、幼稚園から中学まで3人目が通っているという御家庭は、別府市の中では今は少ないのではないかなというふうにも感じてしまいます。ぜひ、子どもたち、育ちゆく子どもたちのためにも、そして家族のためにも無償化、ぜひ検討していただきたいというふうには感じています。

さて、次の項の質問に入りたいと思ひます。子どもの医療費の助成についてです。

令和4年10月から、別府市においても全ての小中学生にかかる通院医療費が助成対象となりました。市町村で、課税世帯については、1医療機関につき月4回まで1回500円としたことで、市販の薬で済ませるのではなく、きちんと医師に症状を診てもらい、安心できるという声も聞きます。傾向として、中学生で慢性疾患になるというパターンも多いです。そこまで症状が悪化する前に診察につながった例もあります。子どもの未来を考える上で、今後のことを考えてもらいたいというふうには思ひますが、どうでしょうか。

○子育て支援課長（中西郁夫君） お答えします。

子どもが成長する過程において、本当に医療機関に受診しないといけないのに、何らかの理由で受診しなくて悪化することもあるかと存じます。子育てには医療費補助が必要だというふうには考えております。自治体ごとに医療費助成が異なるのではなく、制度として、

国や県による統一した助成があるのが望ましいと思われませんが、令和4年10月実施の子ども医療費助成範囲拡大につきましては、子どもの健やかな成長を育み、また、子育て世帯への家計の負担を少なくするため、今できる最大限の実施でございます。今後長い目で見たときの子どもの成長への影響、結果的に医療費の拡大を抑制する、また、県内近隣市町村の助成内容を参考にするなど、複合的に勘案していきたいと存じます。

- 3番（美馬恭子君） 大分県下でも、高校生等までの医療費助成は、豊後高田市、宇佐市、由布市、国東市、玖珠町、そしてこの4月からは、佐伯市が18歳までの医療費助成が決まりました。令和4年10月からの助成拡大に関しては、先ほども言いましたように、歓迎の声が聞かれています。成長期、一番伸び盛りに過激な運動をして腎疾患などを起こす子どももいます。しかし、その時期にしっかり診療を受け、検査を受け、適切な治療をすることにより、慢性疾患へと移行せず回復する子どももたくさんいます。成人期に移行する前の18歳までに疾患を発見することは、その子の今後の生活でも大きな影響があると考えます。ぜひ、別府市でも18歳までの医療費の助成延長を考えていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

さて、それでは次に入っていきたいと思います。

次代の社会を担う子ども一人一人の育ちを社会全体で応援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための政策など、総合的な子ども子育て支援を推進する、というのが次世代育成支援対策推進法の中に掲げられていました。別府市の子ども・子育て支援事業計画の第2期でも、本市に居住する子どもやその家族にとって、切れ目ない支援による子育て環境の充実を目指すとありました。

この4月から、こども部が創設されます。この中には、子育て支援課と子ども家庭課が入り、子育て支援課には児童手当など児童扶養手当、またひとり親家庭の医療費助成、子ども医療費助成、保育所、南部地域交流センター、児童館、子育て支援センターの業務が入ると聞きました。子ども家庭課は、こども家庭センターの業務だということのようです。今回、こども部ができるメリットはどのようなところにあるのでしょうか、説明してください。

- 市民福祉部次長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

こども部の創設は、子どもを中心とする子どものための政策に取り組んでいく姿勢を表しています。これまでは市民福祉部、子育て支援課やいきいき健幸部健康推進課など、複数の部課が子どもをめぐる施策を担ってきました。制度や組織による縦割りの壁、子どもの年齢の壁も指摘される中で、複数に分散しているよりも、こども部という独立した一つの部局として、スムーズに動きやすく、スピードを持って子ども政策を進めることができるメリットがございます。

また、児童福祉法等に基づく子育て支援や母子保健法等に基づく妊産婦、乳幼児支援等、それぞれの制度の狭間に置かれがちだった方への対応の強化を図ることができます。

- 3番（美馬恭子君） 今回も様々な方がこども部に関して聞いていらっしゃるようですが、予算の中にも、子ども見守りシステムの導入に関しての経費も上げられています。生まれる前、妊娠及びゼロ歳から18歳まで、切れ目なく一人一人の子どもの支援を早期かつ効果的に行うため、各部課が把握している子どもの多様な情報を一元的に収集分析して定期的に見守りながら支援を行う。さらに支援が必要であって、表面化しにくい子どもの情報や、学校などで把握されたヤングケアラー等の情報を集約し、分析する新たな仕組みの構築、そのためと理解しておりますし、そのように書かれておりました。

さて、そこでなのですけれども、別府市は今回こども部を設置しますけれども、子ども政策のどこに重点を置くのでしょうか。市として、この点はどこにも負けないという特色を出すのも大切かと思いますが、何かあるのでしたら教えてください。

○市民福祉部次長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

社会の環境の変化とともに、子どもをめぐる問題の背景には幾つもの要因が重なって、子どもが育つ家庭や家族に課題があることが多く、児童虐待、ヤングケアラーの対応など家族関係、あるいは家庭基盤に目を向ける取組が大事だと考えております。核家族や独り親世帯など様々な家庭があつて、どの家庭でも子育てがうまくできるような環境を整え、一体的に支援していくことが重要でございます。

家族・家庭は小さい子どもだけではありません。中学生、高校生、大学生という成長を見据えた支援ができるよう、子ども見守りシステムを構築・活用し、表面化して始まる支援だけではなく、予防的な関わりを強化するとともに、必要な子ども・家庭に支援が確実に届くよう、関係機関と役割分担をしながら、訪問支援といったアウトリーチ型支援に努めたいと存じます。

いつも思っておりますのは、子どもが成長し、大人になって振り返ったとき、別府で生まれ育ってよかった、また市内に住んでいる方も市外に住んでいる方も、別府で子育てをしたいと思える環境の整備に努めたいと存じます。

○3番（美馬恭子君） 本当に、今次長が言われたとおりだと思います。ぜひ、別府市として、ここはどこにも負けないこども部として頑張っていきたいというところを伸ばしていただいていきたいというふうに考えています。

さてそこで、こども部やこども家庭センターの設置、情報の発信がとても大切だと思いますが、周知に関してはどのようにお考えになっているのでしょうか。

○市民福祉部次長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

子育ては妊娠期から乳幼児期のときだけのものではなく、学童期、思春期、青年期を経て、子どもが大人になるまで続くものでございます。成長段階に合った育児の仕方が分からないとか、病気のときにどう対応したらいいのか分からないとか、1人で悩みを抱えてしまうというお声も聞きます。必要な情報を必要なときに得られ、相談窓口を分かりやすくするため、別府市公式ホームページでは、トップ画面からすぐに子育て支援に関する情報にたどり着けるよう見やすくし、市報4月号や、ケーブルテレビ、SNSなどの広報手法で周知を行う予定としております。

まずは、相談をお受けするこども家庭センターの設置を多くの方に知っていただきたいと思っておりますので、さらに周知を図るための手法を試み、相談窓口としてのこども家庭センターの周知に努めたいと存じます。

○3番（美馬恭子君） 広報・周知には、ぜひ力を入れていただきたいというふうに考えています。地域の力も活用し、多くの目で見守っていくことがとても重要だと考えます。そのためにも、市民の皆さんに行き届くように大きな声で発信していただきたいというふうに考えていますので、よろしく申し上げます。

共産党議員団として、兵庫県の明石市に以前視察に参りました。明石市には明石駅前のパピオスあかしという商業ビルの5階スペースに、あかし子育て支援センターがあり、その中には親子交流スペースハレハレ、にこにこ保育ルーム、これは一時保育ルームですけれども、あとファミリーサポートセンターや、中高生世代の交流スペース、ユーススペースなどがあります。あかしこども広場というふうになっています。一部施設は委託業務となっていますが、しかし駅前の便利な場所にあり、お買い物などのときも、子どもを一時預かりしてもらい、そして子どもを連れていって一緒に遊ぶ、そんな利用者はとても多くて人気があると言われております。このような施設が、今別府にはありません。なかなか同じようなスペースで作るのは難しいかと思いますが、今後こども部ができ、広がっていくのであれば、こういうふうな形を考えていってもいいのではないかなというふうに思いますので、ぜひ今後子育てしていくに当たり、皆さんが集える場も考えていただきたいなど

いうふうに思っております。

さて、続きまして次の項に入りたいというふうに思います。アフターコロナに移行していく今、医療介護の現状はということでお尋ねしていきたいというふうに思っています。

現在、感染状況は随分収まってきているとは言えますけれども、新型コロナウイルス感染症第8波は、先ほど平野議員もお尋ねしていましたが、死亡者数が多かったように思います。県内における第7波と比較した感染者数と死亡者数、もう一度教えてください。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

大分県の公表している新型コロナウイルス感染症の現状についてお答えいたします。大分県では、第7波を7月1日から10月31日までと捉え、感染者数12万5,737人、死亡者数が229人となっております。また、第8波については、11月1日から2月20日現在の数値となりますが、感染者数が29万9,443人、死亡者数は349人となっており、第7波と比べ感染者数、死亡者数ともに増加しております。

○3番（美馬恭子君） 今言われましたように、大分県の人口は令和4年11月1日現在で110万5,842人というふうに出ていました。その中から考えますと、既に30%近くの人がコロナに罹患したということになります。第8波も本当に落ち着いてきたようには見えませんが、まだまだ感染者数は100人前後、クラスターは先日は起こっていないようではありますが、クラスターも発生しています。3月13日からは、市でも広報が出ておりましたが、マスク着用に関しては個人判断ということになりました。まさにウィズコロナの始まりということになるのでしょうか。

しかし、オミクロン株の流行がBA.5となって感染者が非常に多く発生したこと、入院できず在宅で亡くなった方や介護施設で亡くなった方もたくさんいるとお聞きします。そんな中で、介護施設で亡くなった方、また在宅で亡くなった方も大変不幸なことです。介護施設では、医師の指導の下、一生懸命入所者様を見ていたというふうに聞きました。不安は大きかったと思いますが、それでもそれなりに一生懸命頑張って見ていたと、私の友人がそんな中でこんなことを言っておりました。

介護というのは生活の援助をして、その人がその人らしく生きていけるように支えていくことが本来の業務だと思っている。今は施設内でのたんの吸引や胃ろうの管理なども練習を重ね、また経験を重ねてできるようにもなっています。しかし、これはあくまでも通常業務の範囲内、入所者様が病気になったり、まして重症化していく中での介護は、本当にストレス以外の何物でもないというふうに言っておりました。SpO₂が90切ったら、酸素を0.5リットル上げてねという医師の指示があったそうです。しかし、89%が続くけれども、すぐに91%に戻る。ずっと見ているわけにはいかない。目を離すと、また90を切っている。私は一体どこで酸素を上げればいいのか、そんなことをずっと考えながら、夜通し患者様の、入所者様のそばを行ったり来たりしていたと、これではもう心も体ももたないというふうに言っていました。私は介護が大好きです。介護をするために介護士として誇りを持って働いてきたけれども、このような状態の中ではもう働き続けることはできない。そう言って、彼女は介護施設を去っていきました。

これは在宅でも同じだというふうに感じています。不安や心配、恐怖の中で、家族を見ることの重さは本当に計り知れないものがあると思います。安心してかかることのできる医療体制の充実、ベッドの確保、これをしっかり考えていただきたい。先日私の出身医療機構であります医療母体であります独立行政法人国立病院機構、全国144か所で初めてのシ指名ストライキを実行しました。これに関しては人員不足、また賃金のこともあったのでしょうか。ストライキをするということは並大抵ではなかったと思います。それほど医療施設は今、疲弊しています。そんな中で、ぜひ考えていただきたい、そういったことがありますのでここで紹介させていただきました。

さて、引き続いて、後遺症のことをお聞きしたいというふうに思います。

コロナに感染したけれども、重症ではなかったけれども、後遺症がひどい。咽頭痛やせき、体がだるい、仕事になかなか行けない、こんな状態が続いているということもお聞きします。後遺症と見られる症状や相談窓口、相談の流れはどのようになっていますか。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

後遺症の代表的な症状としましては、まず呼吸症状として、せきや息切れなど、全身症状として、疲労感、倦怠感、関節痛など、精神神経症状として、不眠、抑うつなど、またその他の症状としては味覚障害、嗅覚障害などが主な症状として報告されております。

後遺症の診療につきましては、まずはかかりつけ医に相談、御相談いただき、かかりつけ医のない方や、かかりつけ医での対応が難しい方は、後遺症の診療協力医療機関に御相談いただくことになっております。それでも受診相談が難しい場合は、所管の保健所に相談していただくことになっております。

○3番（美馬恭子君） 保健所の相談窓口、今後どのようになっていくのかもお聞きしたいと思います。川上から川下へ、医療から介護へ、入院から在宅、地域へ、このように言われて、地域医療構想も進められてきました。しかし、今回のコロナのような状況は予期されておらず、医療崩壊が大分の中でも少しあったようですけれども、医療崩壊の状況もなかなか大都市では大きく発表されていたようですけれども、大分のほうではなかなかそこまで聞くことはできませんでした。

さきの質問にも関係すると思いますが、今後、病床数の削減が予定されています。特に旧国立系病院においては、閉棟した病床を新たに開棟することは非常に困難です。今回73床ですかね。西別府病院でも閉棟が行われました。また、別府医療センターにおいても休棟していた病棟を閉棟する予定というふうにお聞きしています。市内クリニック等で病床を持っていても、実際に入院の受入れを行っていない場合もあります。圏域内の病床数として、そういう施設、クリニックの病床数も病床の中にカウントされており、実際には入院可能な数は公表されている病床数よりもかなり低いと考えます。加えて2040年には、医師や看護師等の医療従事者も減少することも予想されています。医療を受けたくても受けることができない、医療難民が出ないよう、市としての意見をしっかり持つことはとても大切なことだというふうに考えています。

前回の議会でも言いましたけれども、なかなか医療構想に関しては、県、国の方針によって変わってくる、別府市としてはなかなか難しいものがあるというふうなこともお聞きしました。しかし、3月には第8次の医療構想策定のための調整会議が圏域ごとに行われるということもお聞きしました。医療構想自体は本当になかなか難しいかもしれませんが、ぜひ別府市としても今の病床数の確保や医療環境の整備などについて積極的に関わっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

現在、第8次医療構想を策定するため、大分県が取りまとめを行っているところではございますが、今月中に大分県東部地域医療構想調整会議が開催されます。地域医療構想の実現に向けて取り組むべき施策の基本的な方向として、病床機能の分化・連携、在宅医療等の推進、医療従事者の確保・育成・養成、健康寿命の延伸、地域包括ケアシステムの構築が示されております。本市としまして、複合的な要素が絡んでくるものと考えますが、医療難民等が生じないよう、県東部保健所、東部医療圏域に属する医療機関等関係機関と積極的に連携していきたいと考えております。

○3番（美馬恭子君） それでは、この項の最後になるかと思いますが、今世間でもニュースになっております。令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類相当から5類に移行するというようなことが発表されました。先ほども言いましたが、

3月13日からはマスク着用については個人判断というふうになっております。その中で、5類に移行することによって、市民への影響も出てくるかと思いますが、これに関してはどのようにお考えになっていきますか。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

新型コロナの感染法上の位置づけの変更に伴って、入院や外来の取扱いが変更になると認識しており、これまでとってきた各種対策措置等が変更される部分が多くあると考えております。国におけるスケジュールは、今後具体的な内容を検討・調整を進めていくと伺っていますので、具体的な内容が示され次第、必要な対策を講じていきたいと考えております。

○3番（美馬恭子君） 2類相当から5類に落ちるということは、季節性インフルエンザと同等ということになります。しかし、季節を問わずに感染拡大していること、また後遺症が重い、死者数も少なくはないということから見て、決して油断できるものではないというふうに考えています。もう少し科学的に判断し、具体的な対策を立てていくことが必要だなというふうに考えていますが、これは国のほうに直接言えることもなく、示していただきたいなというふうに思っています。

医療機関に関しても、病床確保料などの支援が全て廃止されれば、病床の確保は難しくなるでしょう。公的支援が縮小すれば、担い手も減るでしょう。今の医療機関の体制を見れば分かることです。5類になったからといって感染は減少しませんし、今まで以上の医療機関が診療に手を上げるのも、なかなかすぐには難しいというふうに思います。今まで入院調整を担ってきた保健所の介入もなくなり、医療機関が独自での調整となったときの混乱は、今からでも目に見えているような気がします。

5類移行へのカウントダウンは2か月を大きく切りました。市民の安全を守るために、別府市として考えていくことが必要だと思っております。市としての検査体制、山の手中学校の跡でPCR検査センター、3月31日までは今までどおり、その後は、5月8日まで抗原検査のみとされています。これに関しては、まだはっきりとは出ていませんが、今後は検査外来診療は自己負担というふうに国が打ち出しているようです。検査が有料になるということは、なかなか検査にも行かない方も出てくるのではないかなと考えます。PCR検査センターを始められたとき、全国的にも進んだ取組だと大変大きな評価をいただきました。観光都市でもあります。今から多くの方が動くことが予想されますし、来ていただくのが本当にうれしい、そんな時期にもなっています。安心・安全にお迎えするためにも、また別府が安心だということが見えるためにも、今しばらく無料の検査体制、せめて抗原検査だけでも継続していただきたいというふうに考えていますので、これに関してはぜひ前向きに考えていただきたいというふうに閉めて、この項を終わりたいと思います。

続きまして、ごみの問題、分別回収に向けてということでお伺いしていきたいというふうに思います。

循環型社会形成推進基本法が出されて、第4次の循環型基本計画の構成が2018年から各国でも主要課題として多く取り上げられています。持続可能な社会づくりの総合的取組、多種多様な地域環境、共生圏、ライフサイクルの徹底的な資源循環、適正処理、万全な処理体制、循環産業の推進が掲げられて大きく動き始めています。その中でも、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環は、各市町村単位でも動かしていかないといけないという部分だというふうに考えます。素材別の取組の中で、プラスチック資源循環戦略は特に市民の立場からも、参加したり実践していくのにたやすい面があるというふうに思われます。今のところ、別府市では分別回収はされていませんが、今後は必ず実施していかなければいけない課題だというふうに考えております。

令和4年4月からのこの法律が施行され、市町村にプラスチック製の容器包装のみなら

ず、製品を含めたプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及びリサイクルが努力義務として課せられていますが、今後どのように対応されていきますか。

○生活環境課参事（原田勲明君） お答えいたします。

昨年6月に、本市の第10期分別収集計画を策定いたしましたが、その中でプラスチックに係る資源循環促進法の施行を踏まえ、プラスチック製容器包装及びプラスチック製品の分別収集について、将来的に実施する方向で調査・検討を行うことを明示をしております。現在、別府市、杵築市、日出町の2市1町で連携して、分別収集を実施するに当たっての共通課題の調査研究を進めているところであり、広域圏事務組合とも、衛生担当者会議等を通じて協議を進めているところでございます。

○3番（美馬恭子君） 2市1町の共通課題というのはどのようなものなのでしょうか。そして、現状で協議されている課題を教えてください。

○生活環境課参事（原田勲明君） お答えいたします。

現段階で2市1町において共有されている課題につきましては2点ございます。1点目は、分別収集したプラスチック製廃棄物を集積する施設を確保すること。2点目につきましては、収集したプラスチック製廃棄物を選別処理し、保管する施設を確保することが、2市1町で共通の課題として認識しているところでございます。

○3番（美馬恭子君） 今お聞きしたところでも課題は山積、先ほども言いましたように、別府市を含めた広域地域でも必ず実施していかなければならない事業だというふうに考えています。可燃物及び不燃物に少なからず混入している容器包装廃棄物について、適正な分別排出を促すために、広報誌及びメディアなどを活用して広報活動を実施する、排出された資源物に不適合物が混入している場合、排出者に対する適正な分別排出の啓発や指導を行うなどということが、分別収集の実施に関して重要な事項というふうに挙げられました。この事業を円滑に進めていくためには、2市1町で連携してリサイクルに必要な施設の確保をすることも大変重要であると考えます。市民の分別排出の協力も必要不可欠となるでしょう。既に、プラスチック製容器包装のリサイクルを実施している大分市のホームページを見ると、大変分かりやすい情報発信をしています。事前の市民への通知はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○生活環境課参事（原田勲明君） お答えいたします。

排出段階で市民の皆様の協力度を上げていくということが、当該リサイクル事業を実施する上で重要なことであると思っております。現段階での周知方法等につきましては未定ではありますが、プラスチックに係る資源循環促進法が制定された背景にあります、近年の世界的な海洋プラスチックごみの問題や、気候変動問題といった要因を基に、なぜプラスチック製容器包装廃棄物の分別収集に取り組まなければならないのかといったような啓発を進めていくことが、市民の皆様への周知のスタートになるのではないかとというふうに思います。

周知方法につきましては、他市の状況も参考にしてみたいと思います。

○3番（美馬恭子君） 本当に、分別回収に向けては待たないというような状況に来ていると思います。市民への周知、そしてそのリサイクルに関する事業、今から進めていくことは本当に多いと思いますが、ぜひ前向きに2市1町話し合っ、その中で別府市が引っ張るような形で頑張っていたいただきたいというふうに考えていますので、よろしく願います。

さて、ごみ問題として別府市が今実践しています福祉収集についてもお聞きしたいと思います。

福祉収集の実施年数と、現在福祉収集を実施している世帯数を教えてください。

○生活環境課参事（原田勲明君） お答えいたします。

福祉収集につきましては、平成26年度から実施をしております、現在福祉収集を実

施している世帯は131世帯であります。

○3番(美馬恭子君) 福祉収集を利用している方は増えていますか。その経過を教えてください。

○生活環境課参事(原田勲明君) お答えいたします。

年度ごとの福祉収集の申請件数で見ますと、令和元年度から令和4年度2月末までの申請件数はそれぞれ26件、34件、51件、62件となっており、増加傾向にあると思われま

○3番(美馬恭子君) 福祉収集のごみ収集は、どのような方法で行われているのでしょうか。

○生活環境課参事(原田勲明君) お答えいたします。

福祉収集は対象世帯を週1回の頻度でお伺いをして、通常収集で行っている可燃物、不燃物、資源物を収集しております。

○3番(美馬恭子君) お聞きしましたところ、持って帰って、それをまた分別するというようなお話をお聞きしましたので、かなり大変かなというふうには感じていますが、福祉収集をされていて、件数的にも増加傾向にあるということをお聞きしたときに、今本当に高齢者が多くなって、ごみ問題に関しては身近なものになりつつあるというふうに考えていますので、ぜひこの福祉収集に関しても広げていただきたいと。

ちょっと調べましたところ、高齢者のごみの収集の中には直接支援型とコミュニティ支援型、そして福祉サービスの一貫型の3種類に分かれています。別府市の場合は、福祉サービスの一貫型というふうに思いますが、福祉収集の対象者、これはどのように規定されていますか。

○生活環境課参事(原田勲明君) お答えいたします。

福祉収集事業実施要綱第2条に対象者が規定をされておりますが、本市に居住をし、居宅で生活を営んでいる方で、要綱に定める5つの要件のいずれかに該当される方が対象となっております。

5つの要件であります。1つ目は、65歳以上の要介護認定を受けている方。2つ目は、身体障害者手帳の交付を受けている方。3つ目は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。4つ目は、知的障害者更生相談所または児童相談所が判定した知的障がいの方が軽度以上の方。5つ目は、市長が特に福祉収集事業の利用を認める方が利用対象者として規定をされております。

○3番(美馬恭子君) 高齢化が本当に進んできています。市営住宅、また県営住宅の中でもエレベーターのないところでは4階から5階からごみを持って下りるのは本当に大変なことだと思いますので、福祉収集として今条件が挙げられましたけれども、これ以外にも広げて、ぜひコミュニティーの中で収集できるような形も考えていただければなというふうに考えています。そのように考えていますけれども、今後はどのように進めていかれますか。

○市民福祉部長兼福祉事務所長(田辺 裕君) お答えいたします。

別府のごみ収集は、路線収集方式を採用しており、ごみ収集を行う路線にお住まいのある方は、家の前にごみを出すことが可能であり、また収集路線上のごみステーションも小規模に設置していますので、ごみを出す負担はかなり軽減されている部分もあるものと考えております。しかしながら、高齢化が進み、ごみを出すことが困難な方が今後増えていくであろうと想定される中で、福祉収集の担う役割はごみ収集時の安否確認と併せてより重要なものとなっていくと思われま

今後も福祉収集を継続しながら、ごみを出す方の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

○3番(美馬恭子君) 今回質問の中に、CO2に関することをどのように考えていますかというのを入れておりましたけれども、これに関しましてはもう少し私も勉強してからも

う一度お尋ねしたいというふうに考えております。

ごみ問題はなかなか根が大きな問題ですし、今からもごみが減るとは思われませんが、プラスチックごみも本当に増えていっています。広域の中でもいろいろ話をしましたが、やはり各市町がきちっと話を進めていくことが大切なのだなということも学びました。今後ともごみに関してまた話を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問は終わらせていただきます。

○議長（市原隆生君） これをもって一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。以上で本日の議事は終了いたしました。明日16日から19日までの4日間は事務整理等のため本会議を休会とし、次の本会議は20日定刻から開会いたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原隆生君） 御異議なしと認めます。よって、明日16日から19日までの4日間は事務整理等のため本会議を休会とし、次の本会議は20日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時54分 散会

